

2025

財政投融资 リポート

Fiscal Investment and Loan Program
Report 2025



財務省理財局

2025 財政投融資 リポート

財務省理財局

Fiscal Investment
and Loan Program
Report 2025



表紙写真



(独)国際協力機構/クアンチ省陸上風力発電事業/風力発電所
/ベトナム社会主義共和国クアンチ省(株式会社レババ提供)



(独)水資源機構/恩川開発事業/
南摩ダム本体/栃木県鹿沼市



(独)国際協力機構/ホーチミン市都市鉄道建設事業
(ベンタイン-スオイティエン間(1号線))/都市鉄道/
ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

財政投融資とは

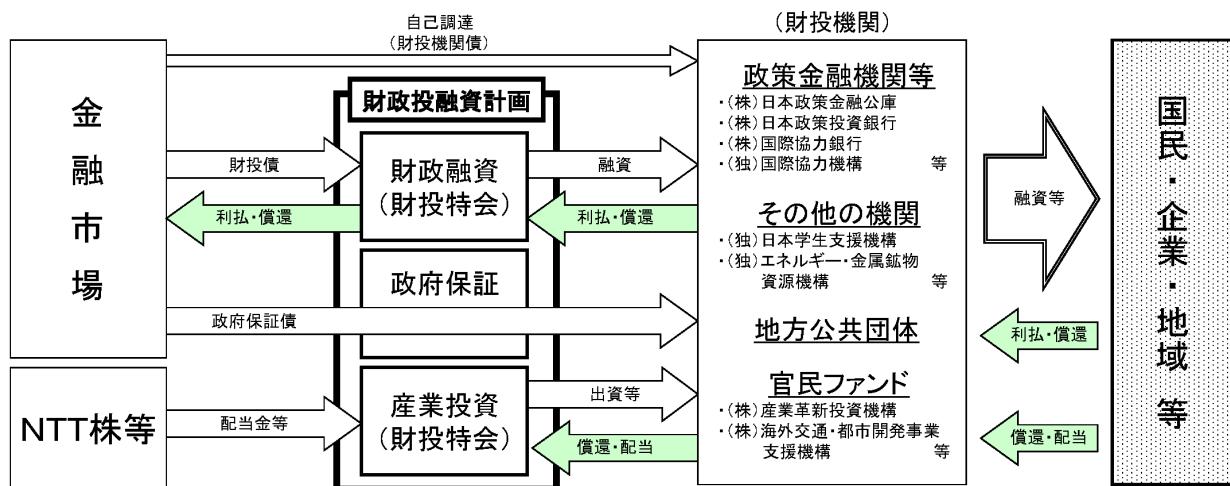
「財政投融資」とは、税財源によらず、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金等を財源とする国による投融資活動です。民間では十分に資金供給できないが、政策的な観点から資金供給を行うべき分野に対して、後から資金を回収することを前提に、長期・固定・低利の融資や、リスクマネーの供給を行っています。具体的には、融資（財政融資）・投資（産業投資）・保証（政府保証）の3つの手法を用いて、政府関係機関などを通じ、中小企業の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援、産業の活性化といった分野に資金供給を行っています。

日本経済が持続的に成長するためには、中長期的な視点に立った投資をする必要があり、中長期のリスクマネーや成長資金が必要です。こうした中で、民間金融だけではリスクをとること（リスクテイク）ができない分野において、財政投融資に対する期待が生じています。これに対して、財政投融資は中長期的な視点に立ち、民間金融を補完しながら、成長する上での資金面の制約を解消する役割を果たします。

このリポートでは、財政投融資についてより理解を深めていただくため、財政投融資の仕組み・活用分野等についてできる限り分かりやすく説明するよう努めました。また、財政投融資に関するデータも掲載しています。

このリポートをより一層充実した内容にしていくため、お読みいただいた皆さんからご意見・ご質問等をお寄せいただければ幸いです。

■財政投融資の仕組み



目次

I 部 財政投融資の概要	1
1. 財政投融資とは何か	1
(1) 財政投融資の3類型	1
(2) 財政投融資特別会計	3
2. 財政投融資の特徴・役割	5
(1) 一般会計との違い	5
(2) 有償資金による財政政策の特徴	6
(3) 財政投融資の果たす役割	6
3. 産業投資の特徴・役割	8
(1) 産業投資の特徴	8
(2) 産業投資の対象分野	9
(3) 官民ファンド	10
4. 特別会計に関する法律の改正について（令和7年5月成立・令和8年4月施行）	12
(1) 法改正の経緯	12
(2) 法改正の内容	13
5. 財政投融資の歴史	14
(1) 財政融資制度の沿革	14
(2) 財政投融資改革	16
(3) 産業投資制度の沿革	18
(4) 財政投融資の対象分野の変遷	20
II 部 財政投融資計画	23
1. 財政投融資計画編成の流れ	23
(1) 財政投融資計画とは	23
(2) 財政投融資計画の編成	23
(3) 国会の審議・議決	23
(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給	24
2. 令和7年度財政投融資計画	26
(1) 財政投融資計画策定の基本的考え方	26
(2) 重要施策	26
(3) 令和7年度計画の対象分野	28

Ⅲ部 財政投融資に関する制度や取組	31
1. 財政制度等審議会財政投融資分科会	31
2. 財政投融資の財務の健全性確保	36
(1) 資産負債管理(ALM)	36
(2) 積立金(金利変動準備金)	37
(3) 繰上償還の補償金	40
3. 財投機関に対するチェック機能の充実	42
(1) 実地監査	42
(2) 地方公共団体の財務状況把握	43
4. ディスクロージャーの充実	46
(1) 政策コスト分析	46
(2) 財投機関におけるディスクロージャーの取組	47
(3) 財政投融資の透明性確保への取組	47
過去3年度分の財政投融資計画	48
1. 令和7年度財政投融資計画(当初)	48
2. 令和6年度財政投融資計画(補正)	55
3. 令和6年度財政投融資計画(当初)	56
4. 令和5年度財政投融資計画(補正)	57
5. 令和5年度財政投融資計画(当初)	58
用語集	59

chapter

01

財政投融資の 概要



(株)日本政策投資銀行/(株)相川車座に対する出資/宿泊施設/新潟県佐渡市(本社所在地)

I 部 財政投融資の概要

1. 財政投融資とは何か

「財政投融資」とは、税財源に依らず、国債の一種である財投債^①の発行によって調達した資金などを財源とする、国による投融資活動です。

(1) 財政投融資の3類型

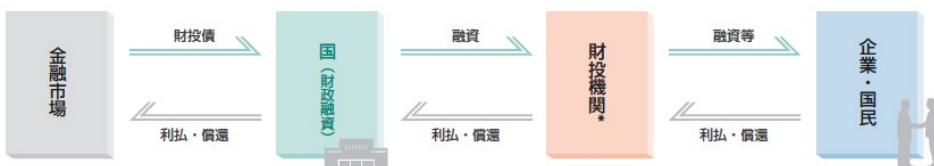
財政投融資の具体的な資金供給手法には、財政融資、産業投資、政府保証の3種類があります。それぞれ原資や会計区分、対象などが異なります。

A. 財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や預託金^②などによって構成されている財政融資資金^③を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などの財投機関^④に対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融資特別会計^⑤の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性^⑥のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行なうことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。



B. 産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融資特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金等を原資として行なう投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融資特別会計の投資勘定において経理されています。産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金な

①財投債（財政投融資特別会計国債）

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。

財投債の発行收入は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画においても国債の一種として位置づけられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付け回収によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」にも含まれません。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

②預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金（注）や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債利に即した利子が付されます。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。
（関連）「財政融資資金」

③財政融資資金

財政融資を行うための原資（財源）です。財政融資資金は、財投債（国債）や特別会計の積立金（注）などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度（1951年度）に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度（2001年度）の抜本的な財政投融資改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融資特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（=税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

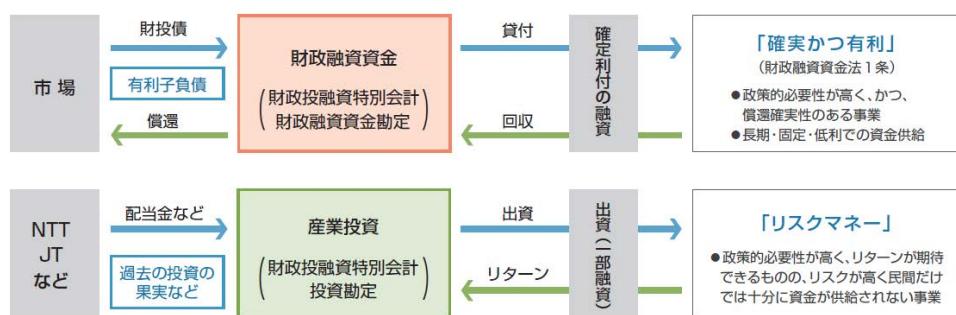
（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。
（関連）「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

どを供給する産投機関に対して、出資等を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。



■財政融資と産業投資



C. 政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市场で発行する債券や借入金を対象に、予算総則で定められた限度内で政府が元利払いに対して行う保証です。政府の法人に対する債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により原則として禁じられていますが、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている等の条件を満たす独立行政法人等に対しては、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、政府のバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融資改革^⑦により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応することとされており、引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。



④財投機関

財投機関とは、当年度に財政投融資を活用している機関を指します。

財政投融資には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

⑥償還確実性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。（関連）「民業補完性」

⑦ 参照：I部5. (2)
「財政投融資改革」

(2) 財政投融資特別会計

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、特別会計法により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融資計画における財政融資（令和7年度計画：9兆7,511億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和7年度計画：4,799億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義^⑧に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

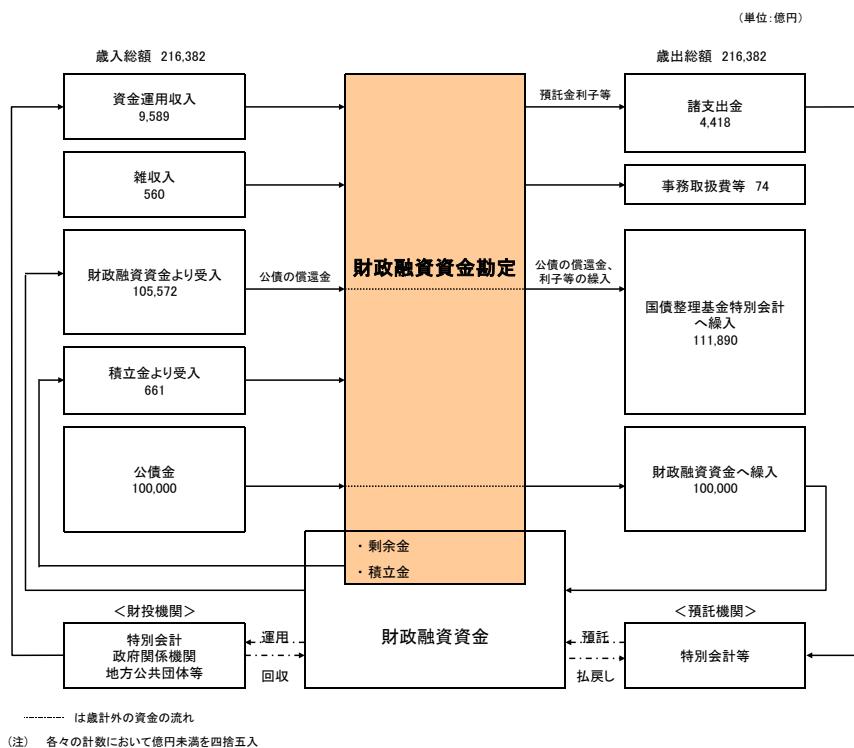
（注）特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度（2010年度）より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度（2009年度）末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度（2010年度）から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

⑧発生主義

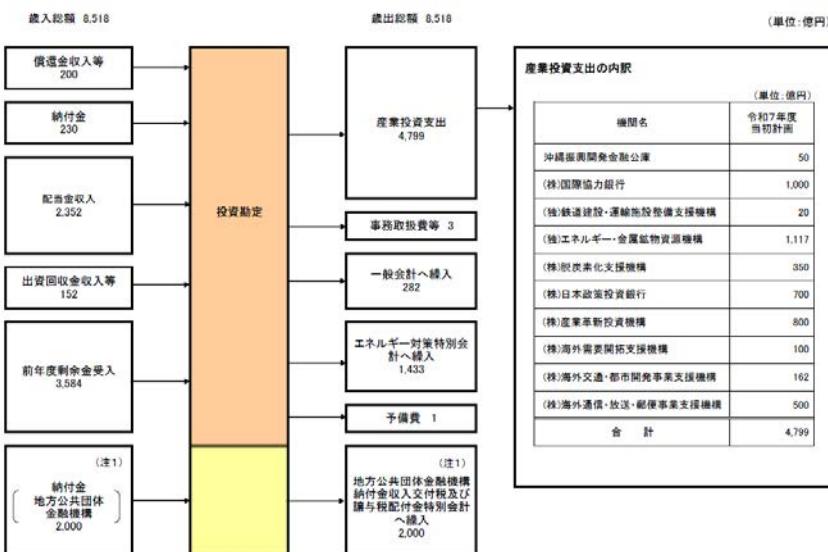
現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融資特別会計については、平成13年度（2001年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。
(関連)「現金主義」

■財政投融資特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ（令和7年度予算）



■財政投融資特別会計投資勘定の資金の流れ（令和7年度予算）



2. 財政投融資の特徴・役割

(1) 一般会計との違い

一般に、資本主義経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されます。しかし、経済を完全に市場メカニズムに委ねた場合は、社会全体として必要な財・サービスが十分に供給されない、経済的に著しい不平等が生じる、などの問題が生じるとされています。政府の経済活動である財政政策は、このような問題を解決するために行われています。

財政政策において供給される資金には、以下の2種類があります。

- ①補助金など渡し切りの「無償資金」
- ②融資や投資といった、原資の回収を前提とした「有償資金」

それぞれの資金の流れを見ると、①の一般会計補助金などは、国民から税金を徴収し、政府が予算として支出するという“一方向の流れ”になっています。一方、②のうち例えば財政融資は、市場から調達した資金が融資という形で政府から財投機関、財投機関から融資先へ流れていくのに加えて、融資先から財投機関、財投機関から政府、政府から金融市场に利払・償還という形で資金が流れていくという“双方向の流れ”になっています。

■一般会計補助金などと財政融資の資金の流れの違い

【一般会計補助金などの資金の流れ（イメージ）】



【財政融資の資金の流れ（イメージ）】



(2) 有償資金による財政政策の特徴

有償資金による財政政策である財政投融資を活用した事業に関しては、一般会計によるものと比較し、以下のような特徴が挙げられます。

【租税負担の抑制】

財政融資は、財投債の発行などによって国の信用を活かして市場から低利で調達した資金を用いており、その償還・利払は財政融資の貸付先からの償還・利払によって賄われています。また、産業投資は、政府が保有している株の配当などをもとに出資をしています。そのため、租税負担が抑制されます。

なお、財政投融資を活用して政府関係機関や独立行政法人などが事業を実施する際に、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担を抑制しつつ、事業規模を確保することができます。

【事業の効率的な実施】

補助金ではなく投融資により特定の事業を支援する場合、事業者や債務者が最終的にコストを負担するため、事業の効率的な実施が期待できます。

【受益者負担の実現】

ある特定の公共財の建設や改良等によって利益を受ける者（受益者）が、その利益に見合った費用や料金等を負担することは、公平性の観点から適切です。

(3) 財政投融資の果たす役割

財政投融資は、「民間にできることは民間にゆだねる」という民業補完性¹³⁾を前提として、平時・危機時のそれぞれにおいて、次の役割を果たしています。

A. 「平時」における公的金融機能

平時に公的金融機能が担うべき役割として、①大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担（中長期の資金供給）」、②情報の非対称性や不完全競争、外部経済効果（特に非排除性）があるなど市場メカニズムでは効率的な資源配分が実現されない状況に対応する「民間金融市场の補完」、③民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況での「民間資金の誘発」などが挙げられます。

13) 民業補完性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。
(関連)「償還確実性」

B. 「危機時」における公的金融機能

危機時には公的金融が平時の役割を超えた役割を担います。具体的には、いわゆるリーマン・ショック等の経済・金融危機により金融市場が機能不全に陥った場合の復旧支援や、東日本大震災等の大規模災害後の復興支援、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大の際には、民間金融のリスクテイクにも限界があり、公的金融機能による「量的補完」を行いました。一方で、平時にも危機対応を目的とした融資が恒常化し産業の新陳代謝を妨げることのないよう、平時への移行のタイミングを見極めて、公的金融が担うべき事業範囲・事業分野に縮小することとしています。

平時

民間資金の誘発効果

従来の業種や企業の枠を超えて新たな付加価値を創出するスタートアップ企業などに対して、資金調達を支援することにより、民間金融からの資金供給を誘発しています。

民間金融市場の補完

信用力・担保力が弱い中小零細企業・農林水産業や、外部経済効果のために最適配分がなされにくい環境分野、一定の政策的誘導が必要な福祉分野について資金調達を支援し、民間金融市场を補完しています。

民間では担えない中長期の資金供給

空港、都市再開発など、国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・超長期のプロジェクトなどにおいて、民間金融では担えないリスクを負担することで持続的・安定的な資金調達を実現しています。

危機時

危機時における量的補完

リーマン・ショックや、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などのような危機時には、民間金融のリスク負担に限界があるため、平時の役割を超えて民間金融の「量的補完」をしています。

3. 産業投資の特徴・役割

(1) 産業投資の特徴

A. 産業投資の意義

産業投資は、「特別会計に関する法律」(以下「特別会計法」という) 第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす必要があります。すなわち、産業投資では、政策性の面で、国際的な競争環境の中で日本経済の成長力強化等につながる産業の開発及び貿易の振興に資する民間資金の呼び水・補完となる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる案件への投資等を行っています。

■産業投資の政策性と収益性



B. 産業投資の性格・制度

民間金融機関などが行う投資活動は、短期的な利益を株主、債権者などから求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、利益が上がるまで長期的に耐えることができる資金による投資、いわゆるペイシメント・キャピタルであることが特徴です。

産業投資は、財政融資と異なり、リスクが高い事業を対象として主にエクイティファイナンス（「産投出資」）を実施しています。また、メザニンファイナンスの供給源としての役割も担っており、産投出資に加えて、「産投貸付」も活用しています。なお、平成29年以降、新規貸付は行っていません。

これらは、出資の原資または、業績に連動した金利が決定される融資（主に資本性劣後ローン^②）の原資等に活用されます。

②資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。そのため、資本性劣後ローンには、民間融資を誘発する効果が期待されます。

■産業投資の商品性

商品性	原資	産投機関にとってのメリット・デメリット
エクイティ ファイナンス	産投出資	再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（自己資本の積み増しによる財務基盤強化）。
メザニン ファイナンス	産投出資	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。 再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（同上）。
	産投貸付	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。 財務基盤強化の効果がない。

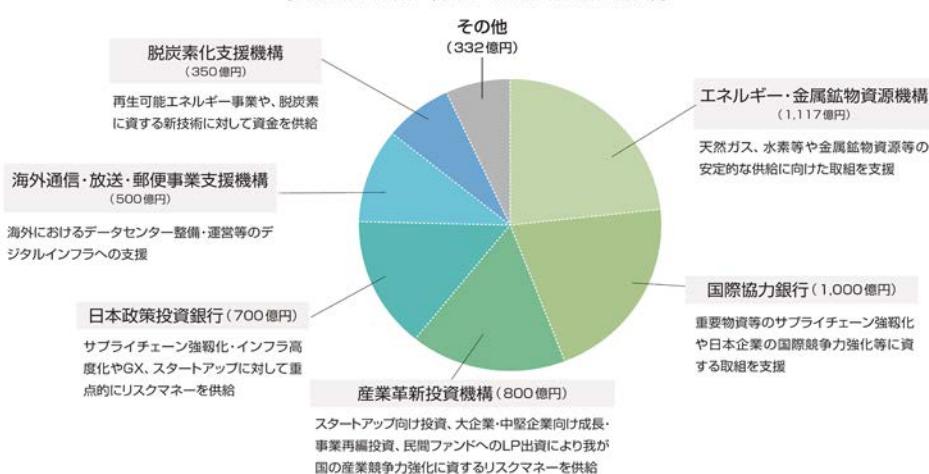
（2）産業投資の対象分野

産業投資では、従来、政府関係機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給を目的とした出資、政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施してきており、近年は、これらに加え、官民ファンドを通じてリスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発しています。

令和6年度（2024年度）末で7兆2,597億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに使われています。近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資として産投出資が使われる割合が増えています。

一方、これまで実施してきた研究開発法人向け投資は、「独立行政法人の事業・事業の見直しの基本方針」（平成22年（2010年）12月7日閣議決定）などを踏まえた各法人における事業の廃止や新規採択の廃止などを受け、大幅に減少しています（平成26年度（2014年度）以降はゼロ）。

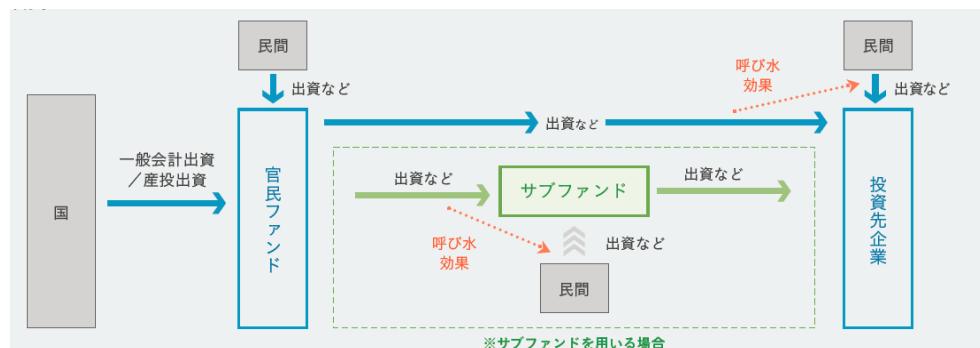
【産業投資の対象（令和7年度財政投融资計画）】



(3) 官民ファンド

官民ファンドは、それぞれの設置法に基づき所管官庁の監督の下、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させることです。なお産業投資が出資している官民ファンドは、一部のファンドでは累積損失が生じていますが、全体の累積損益はプラスです。

■官民ファンドのスキーム



■官民ファンドの概要（産業投資対象機関のみ掲載）

名称	設立日	設置期限 (存続期間)	目的	産業投資 (令和6年度末 時点)	民間出資 (令和6年度末 時点)
(株)産業革新投資機構(※) (JIC)	平成21年7月17日 (平成30年9月25日改組)	令和32年3月31日 (31年間)	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること。 (「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいす。)	4,575 億円	135 億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	平成25年1月23日	令和15年3月31日 (20年間)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと。	300 億円	19 億円
(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構)	平成25年10月7日	令和15年3月31日 (20年間)	官民連携によるインフラファンドの機能を担う㈱民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国成長力強化に寄与すること。	100 億円	100 億円
(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)	平成25年11月8日	令和16年3月31日 (20年間)	我が国生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること。	1,326 億円	107 億円
(株)日本政策投資銀行(DBJ) における特定投資業務	(事業開始日) 平成27年6月29日	令和23年3月31日 (25年間)	企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金（資本性資金等）の供給を時限的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援すること。	8,061 億円	7,961 億円 ((株)日本政策投資銀行の自己資金)
(株)海外交通・都市開発事業 支援機構 (JOIN)	平成26年10月20日	なし (5年ごとに根拠法の 施行状況について検 討)	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	2,787 億円	59 億円
(株)海外通信・放送・郵便事業 支援機構 (JICT)	平成27年11月25日	令和18年3月31日 (20年間)	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要の応ずる我が国事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	1,120 億円	24 億円
(株)脱炭素化支援機構(JICN)	令和4年10月28日	令和33年3月31日 (28年間)	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国経済社会の発展の統合的な推進を図りつ脱炭素社会の実現に寄与すること。	251億円	110億円

※産業競争力強化法を設置根拠とした(株)産業革新投資機構の事業承継会社として、平成30年9月21日に(株)INCJが設立。
また、(株)産業革新機構を改組し、平成30年9月25日に(株)産業革新投資機構が発足。

(注)単位未満は四捨五入

4. 特別会計に関する法律の改正について（令和7年 5月成立・令和8年4月施行）

令和7年通常国会（第217回）にて、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案が提出されました。これは、財政投融資特別会計（投資勘定）において、資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能にするため、同勘定での財源留保及び借入れを可能とするなど所要の措置を講ずるもので、同法案は、令和7年5月16日に成立し、令和8年4月1日から施行されます。

（1）法改正の経緯

今般の改正は、特別会計改革における議論を経た現在、我が国の経済成長のためのスタートアップへの投資拡大など、昨今のリスクマネー供給の重要性の高まり等を受けて、投資勘定の資金繰りの柔軟性に係る見直しが必要になったことによるものです。

近年の社会経済情勢等の変化を踏まえると、成長分野等に対する資金供給が、重要かつ喫緊の政策課題となっています。そのような中、民間資金のみでリスクを負うことが困難な分野に公的資金を供給し、民間資金の呼び水となる効果をもたらすという産業投資の果たす役割が益々増大しています。

他方、産業投資の財源は、NTT株式会社・日本たばこ産業株式会社（JT）からの株式配当金等から成り立っていますが、これらの歳入は年度ごとに大きく変動します。それにもかかわらず、歳入の一部を留保して後年の不足に備えるといった財源調整手段や、借入れを行うといった自立的な資金調達手段を持っていないことから、年度によっては、リスクマネーの供給を抑制的に行う必要がありました。

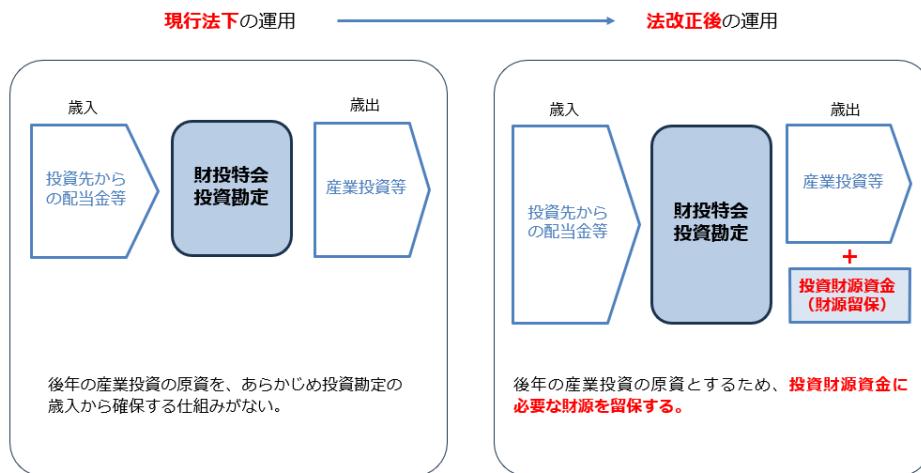
このような現状を踏まえ、投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、政策性が高い成長分野等に対し安定的・機動的にリスクマネーを供給するといった観点から、財政制度等審議会・財政投融資分科会の意見書（「財政投融資の在り方にに関する議論の整理—時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて—」令和6年7月29日）も踏まえ、投資財源資金を活用した財源留保や、同勘定における借入れを可能とするなど所要の措置を講ずる特別会計法の法改正が行われました。

(2) 法改正の内容

今般の改正の内容は、①投資財源資金を通じた財源留保と②投資勘定における借入れの2つです。

① 投資財源資金を通じた財源留保

今般の改正によって、投資勘定に設置されている投資財源資金¹²⁾を活用し、投資勘定の歳入を留保することが可能になりました。これによって、年度ごとの歳入の変動が大きい投資勘定において、歳入に余裕がある際にはこれを留保し、後年に歳入が不足した際に投資財源資金を活用することができます。

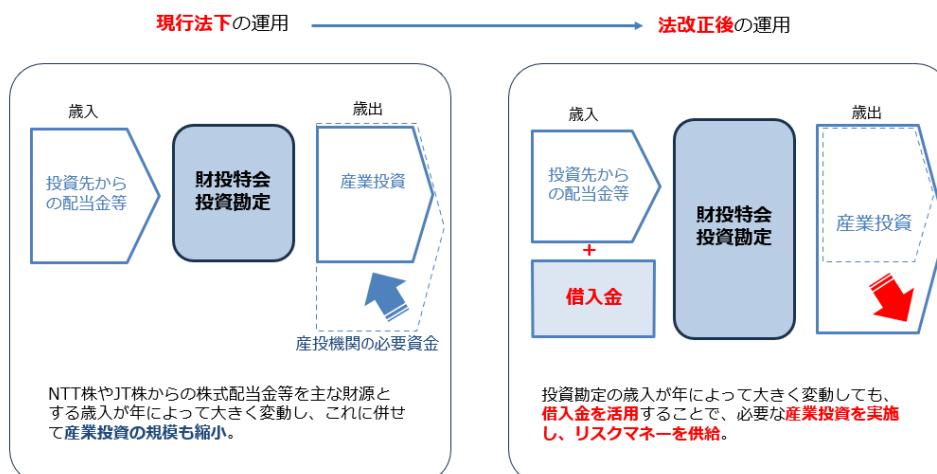


投資財源資金

単年度の歳入で賄いきれない場合でも適切な投資が実施できるよう、産業投資の財源を留保するために、昭和31年度に設置した資金。

② 投資勘定における借入れ

投資勘定において、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費について、投資勘定における借入れが可能となりました。これによって、ある年の投資勘定の歳入に余裕がなく、投資財源資金の留保を用いても必要な産業投資の財源を確保できないような場合に、資金を調達することができます。



5. 財政投融資の歴史

(1) 財政融資制度の沿革

A. 明治時代初期～中期

「財政融資資金」の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。当時、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。明治9年（1876年）の「準備金取扱規則」では大蔵省国債寮で預金を預かりこれを運用するという趣旨の規定が置かれており、明治11年（1878年）には駅逓局貯金（現在の郵便貯金）の預託も受けようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。さらに明治18年（1885年）5月、「預金規則」が制定され、大蔵省預金の預入が法制化されました。なお、「預金規則」には具体的な運用方法及び内容について何等規定されておらず、当初は運用よりもむしろ保管管理に重点がおかれていたものと考えられます。

B. 明治時代後期～戦時中

その後、明治40年代（1907年～1912年）にはそれまで運用の大部分を占めていた国債証券のみならず、地方債証券などの引受け、一般会計、特別会計に対する貸付けなどに運用されるようになり、大正に入ると国内事業資金の供給や対外投資にあてるため、興業債券、勧業債券の引受けや特殊銀行などに対する貸付けなどが増加しました。しかし、これらの中には運用上問題が生じたものがあったため、大正14年（1925年）に「預金部預金法」及び「大蔵省預金部特別会計法」が制定され、運用の基本原則の明確化、経理の明確化・機構面での整備（「預金部」の設置）が図されました。その後戦時体制への突入とともに、次第にその運用は、国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに重点が移されていきました。

C. 戦後

終戦後、預金部の運用資産について、特殊会社、銀行などの債権や貸付金などに損失が生じたため、預金部の資産及び負債の整理が実行されました。また、占領下での運用先は、連合軍総司令部の方針として、原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されることになりました。その後、国民生活が落ち着きを取り戻すにつれ、郵便貯金を中心として預金部資金が急増し、余裕金が生じたことと産業界から長期設備資金の供給を求める声が強かつたことなどから、長期資金の供給体制を整備するため、昭和26年（1951年）に「資金運用部

資金法」が制定されました。同法により設置された「資金運用部資金」が財政融資資金の前身です。

資金運用部資金法においては、郵便貯金や政府の特別会計の積立金・余裕金などの政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確化されました。また、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを規定しており、この点は現在の財政融資資金においても同様の考え方を踏襲しています。

■財政融資制度の沿革（概略）

【財政融資関連年表】

明治時代 初期	準備金取扱則	税金以外の雑収入などを「積立金」として蓄積。のち、「準備金」と改称。
明治9年		大蔵省国債寮で預金を預かり運用する規定をおく。
明治11年		駅便貯金（現在の郵便貯金）が大蔵省国債局に預けられて、運用が本格化する。
明治18年	預金規則	大蔵省預金の預入れを法制化し、預金部設置。ただし、当初は運用よりも保管業務に重点が置かれていた。
明治中期 ～大正		この間、預金部の運用は国債中心から興業債券や特殊銀行債へ変化した。 大正に入ると、西原借款 ^(注) のように、運用上問題となったものも生じた。 資金の管理・運用を適正にするため、預金部制度の改善の必要が出てくる。
大正14年	預金部預金法	「有利確実な方法」「國家公共の利益のため」という基本原則を明確化。 「預金部資金運用委員会」を設置。
第二次大戦頃		戦時体制への突入とともに、次第に国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに運用の重点が移された。その結果、運用資産に大きな損失が生じる。
昭和21年	大蔵省預金部等 損失特別処理法	預金部の資産と負債の整理を実行。
占領下		GHQの方針として預金部資金の運用先は原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されていた。
昭和26年	資金運用部資金法	戦後復興のため、産業界から長期資金の需要が高まる。 ・国の資金の管理を一元化 ・公共の利益の増進に寄与 ・資金の確実かつ有利な方法での運用
昭和48年		「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」施行
昭和62年	資金運用部 資金法改正	金利自由化など、経済金融環境の変化が進展。 ・預託金 ¹ の預託利率について、法定制を改め、政令に委任 ・資金運用部資金の運用対象として、外国債を追加
平成13年	財政融資資金法	時代環境を反映し、政策の重点が産業基盤の充実から生活基盤の整備へと移行。 ・郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務廃止（財政投融資改革） ・政策コスト分析 ¹ の導入 ・情報開示の一層の徹底 ・市場原理に則った資金調達

(注)西原借款 大正6、7年頃行われた一連の対中国向け借款を指します。その一部は預金部資金をもって行われましたが、回収不能となり、国による元利金の肩代わりなどの整理が行われました。

(2) 財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度（2001年度）に抜本的な改革（財政投融資改革）が行われました。

この改革以前は、資金運用部資金法（「（1）財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会资本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金量に応じた資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

また、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、さらに、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債^①の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

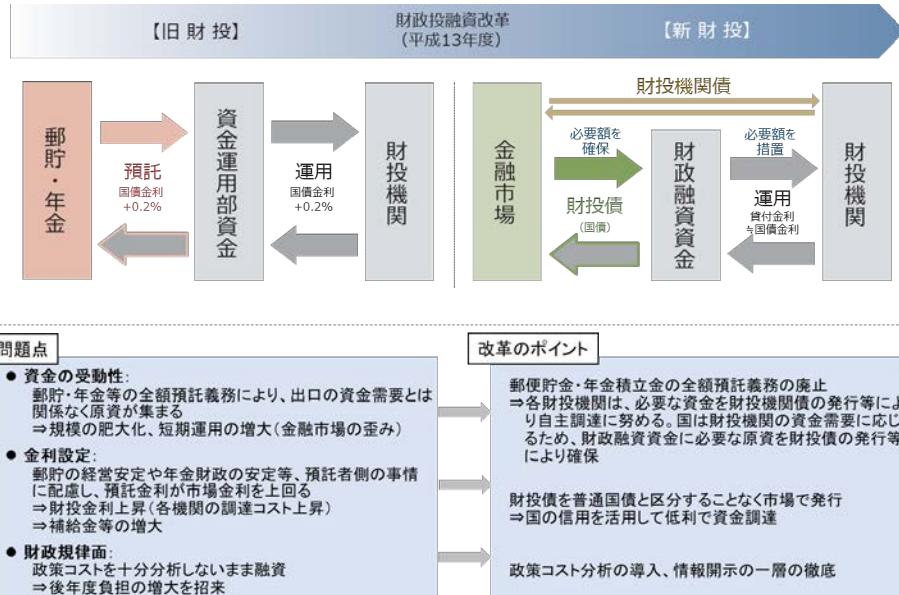
このほか、政策コスト分析^②を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト（補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業としての妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

①財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成13年度（2001年度）の財政投融資改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。
(関連)「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

②参照：Ⅲ部4.（1） 「政策コスト分析」

■財政投融資改革のイメージ



(参考) 財政融資資金の調達金利と貸付金利の変化

財政融資資金は、財投債と預託金を主な財源としています。財投債は国債の一種であり、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているため、調達金利は国債金利そのものです。一方、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、財務大臣が預託期間に応じて、国債の利回りに即した預託金利を定めることとされています（ただし、0.001%を下限としています）。

また、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法（元金均等^③、元利均等^④、満期一括^⑤）や据置期間（貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間）といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めており（ただし、0.001%を下限としています）、調達金利と貸付金利は、基本的に国債金利と同水準になります。

以上のような金利の設定方法は、財政投融資改革において導入されたものです。それまでの預託金利は、昭和62年（1987年）の資金運用部資金法改正により、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、財政投融資改革直前における預託金利の実際の水準を見ると、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付金利については、貸付期間にかかわらず7年以上の預託金利と同一の水準で設定されてきました。

財政投融資改革により預託者への配慮規定が廃止され、預託金利や貸付金利

③元金均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。
(関連)「元利均等償還」、「満期一括償還」

④元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。
(関連)「元金均等償還」、「満期一括償還」

⑤満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。
(関連)「元金均等償還」、「元利均等償還」

は国債の流通利回りに基づき設定されるようになり、市場原理との調和が図られることとなりました。

そして、現下の金利情勢等を踏まえ、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から財政融資資金貸付金利・預託金利の設定方法を、①下限利率を 0.01% から 0.001% へ変更、②0.01%未満となる年限についても国債のイールドカーブに基づいた金利を設定、③金利改定期は毎月 1 日、としています。

（3）産業投資制度の沿革

産業投資の歴史は、産業投資特別会計^⑥（産投特会）の設置までさかのぼることができます。産投特会は、昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資を行う際に、その経理を一般会計と区別して明確にするために「産業投資特別会計法」により設置された特別会計であり、米国対日援助見返資金特別会計の資金など、当時の日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継しています。

当初、電力、海運、石炭、鉄鋼などの重要産業の整備が喫緊の課題であったため、産投特会は一般会計繰入れを主な原資として、政府関係機関などに対する出融資を実施していました。昭和 50 年代（1975 年～1984 年）以降、財政事情の悪化に伴いそれまで産業投資の主な原資であった一般会計からの繰入れ^⑦が急激に減少したことなどを踏まえ、昭和 60 年（1985 年）に産業投資特別会計法が改正され、産投特会の資本の充実を図るとともに、産投特会の在り方を見直すこととされました。この法改正により、①NTT 及び JT 株式の一般会計から産投特会への無償所属替え、②産投会計から一般会計への繰入規定の創設、③設置規定から「経済の再建」の文言の削除など、所要の整備が行われました。その後、昭和 62 年度（1987 年度）に社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産投特会は産業投資勘定と社会資本整備勘定に区分されました。

さらに、「特別会計に関する法律」（平成 19 年法第 23 号）の成立を受け、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計^⑧に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

（注）社会資本整備勘定は平成 19 年度（2007 年度）をもって廃止され、一般会計へ移管されました。

⑥産業投資特別会計

昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和 62 年度（1987 年度）に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融資特別会計」、「産業投資」

⑦一般会計からの繰入れ

これまで、一般会計から産業投資勘定への繰入れ対象経費は、同勘定における出資の払込金等とされていましたが、令和 7 年 5 月に成立した「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」により、危機対応円滑化業務に係る日本政策金融公庫に対する出資及び危機対応業務に係る日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費に限定されることになりました。

⑧財政融資資金特別会計

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和 26 年度（1951 年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成 13 年度（2001 年度）の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融資特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

■財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯

【財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯】

昭和 28 年	産業投資特別会計法	産業投資特別会計の設置 米国対日援助見返資金特別会計の資金など（カリオア及びエロア資金を主とする米国の対日援助予算を基礎として昭和24年に設置された）並びに一般会計から日本開発銀行及び日本輸出銀行への出資金などを承継し設置。
昭和 30 年 ～ 50 年代		一般会計繰入を主な原資として出融資を実施
昭和 60 年		「産業投資特別会計法」の改正 日本電信電話（株）（1／3）及び日本たばこ産業（株）（1／2）の株式を一般会計より産業投資特別会計に無償所持替えをし、当会計の財源基盤を充実させた。また、産業投資特別会計から一般会計への繰入規定が追加された。 (注)昭和 60 年の産業投資特別会計法改正までは、一般会計への繰入規定は無かったことから、必要に応じ、法律を定め、一般会計への繰入を行っていた。
平成 20 年	特別会計に関する法律	「特別会計に関する法律」により、「財政投融資特別会計投資勘定」に移行

コラム 諸外国における財政投融資類似制度

これまで、我が国における財政投融資の仕組みが、どのように経済や社会を支えているか説明してきましたが、このような国による投融資活動の仕組みは海外でも用いられています。しかし、それぞれの制度ができた歴史的経緯や金融市场の状況などが異なるため、その具体的な仕組みは様々です。

我が国の財政投融資制度の在り方の検討の参考とする観点から、財務省理財局では、平成 20 年度以降、現地訪問による海外調査を実施しています。例えば、令和 6 年にはオーストラリア・シンガポールを対象に調査を行い、現地の政府機関や大学等を訪問しました。

この調査の結果、両国の政府は、世界共通の投資分野である IT、医療、金融、ディープテック等の分野に加えて、例えば、オーストラリのアグリテック、シンガポールのフードテックなど、それぞれ自国独自の重点分野を設定し、スタートアップを支援していることが明らかになりました。

直近の海外調査に関する資料は、以下からご覧いただけます。

[財政投融資分科会（令和 6 年 5 月 24 日開催）資料一覧：財務省](#)

（4）財政投融資の対象分野の変遷

財政投融資は、政府関係機関や独立行政法人などの財投機関が行う事業を通じて、様々な分野に活用されています。

A. 1945年～1970年代前半 戦後復興期～高度経済成長期

戦後経済復興期には、基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）の育成に力点が置かれました。その後、高度経済成長期に入り、欧米より遅れたインフラ整備やマイホーム取得のために住宅分野にも活用され、さらに、中小企業支援や公共事業にも活用されました。こうした分野を担うべく、財投機関の数も増加し、政策目的に応じた様々な財投機関が設立されました。

■戦後復興期～高度経済成長期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	日本住宅公団	多摩ニュータウン、高島平団地の整備など
中小企業	中小企業金融公庫	ソニー（株）、京セラ（株）などの創業期・成長期に融資
社会資本整備	日本道路公団 日本国有鉄道 新東京国際空港公団	東名、名神高速自動車道などの建設 東海道・山陽新幹線の建設 成田国際空港の建設
産業	電源開発 日本開発銀行	電力供給のためのダム建設など（御母衣ダム） 基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）に対する長期資金の供給

B. 1970年代後半～1990年代 安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期

オイルショックを経て安定成長期へ移行し、企業の投資意欲が減退する中、1970年代後半から1980年代前半にかけて住宅及び中小企業向けの投融資が増加し、生活環境整備（都市開発など）を加えると財政投融資額全体の6割を占めました。また、大都市圏を中心とした大規模なニュータウンや研究学園都市の開発、地方産業拠点の建設など、採算性が必ずしも高くない事業にも活用されました。

バブル崩壊後の1990年代は、経済対策として公共事業が推進される中、住宅向けの投融資が増大し、全体の3分の1となりました。

■安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	住宅金融公庫 宅地開発公団	住宅建設のための融資 千葉ニュータウンの開発など
生活環境整備 地域開発	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 水資源開発公団	都市の再開発（みなとみらい21）、研究学園都市（筑波）の開発など いわきニュータウン・長岡ニュータウンなどの開発、地方都市の再開発 水資源の開発・利用のため、奈良俣ダム、早明浦ダムなどの建設
中小企業	中小企業金融公庫 国民金融公庫	民間金融機関からの融通が困難な中小企業などに対する融資
社会資本整備	日本鉄道建設公団 空港整備特別会計など	長野新幹線などの建設 東京国際空港（羽田）の沖合展開・再拡張

C. 2000 年代以降

財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするため、平成 13 年（2001 年）から「財政投融資改革」を実施し、対象分野の重点化・効率化に取り組みました。こうした中、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年（2001 年）12 月閣議決定）などを背景に、住宅の割合が大きく減少しました。

その後、平成 20 年（2008 年）のリーマン・ショック後の経済危機や平成 23 年（2011 年）の東日本大震災への対応として、資金繰りに困難をきたしている企業に対する支援（セーフティネット貸付や危機対応業務）、復旧・復興事業や防災・減災対策に活用されました。また、近年では新型コロナウイルス感染症の流行の際にも、財政投融資が積極的に活用されました。

リーマン・ショック後の経済・金融危機への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	中長期的に業況の回復が見込める中小企業などへのセーフティネット貸付の拡充等
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資
海外投融資	国際協力銀行	日本企業の海外事業などを支援するための信用供与

東日本大震災への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付制度、被災中小企業向けの資本性資金の供給（資本性劣後ローン）などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関を通じた危機対応融資（ツーステップ・ローン）
地方	地方公共団体	東日本大震災を教訓として行う防災・減災対策のための資金供給
福祉・医療	福祉医療機構	被災した病院・福祉施設の復旧及び運転資金の貸付
住宅	住宅金融支援機構	被災した住宅に係る災害復興融資の拡充

新型コロナウイルス感染症への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、利子補給による実質無利子・無担保融資などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン
農林水産業	日本政策金融公庫	経営に影響が出ている農林漁業者に対する、実質無利子・無担保融資を通じた資金繰り支援
福祉・医療	福祉医療機構	休業や事業を縮小した福祉・医療事業者に対する、無利子・無担保等の優遇融資を通じた資金繰り支援

コラム 財投で支える、日本の研究力 ～大学ファンド～

近年、我が国の研究力が、世界と比べて相対的に低下していることが懸念されています。他方、欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大しています。

我が国においても、世界最高水準の研究大学を構築していくことが重要な観点から、国立研究開発法人科学技術振興機構に財政融資 8.9 兆円を含む 10 兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用して、大学の研究基盤の強化や博士課程学生への支援等（注）を行っています。支援にあたっては、大学における自己収入の増加やファンドへの資金拠出を促す仕組みとなっており、将来的には自らの資金で大学固有基金の運用が行われることを目指しています。

市場運用の原資として財政融資資金を貸し付けたものであることを踏まえ、償還確実性が損なわれることのないよう、財務省理財局としても継続的にモニタリングを行っています。

このように、財政投融資は、多様な知の結節点であり最大かつ最先端の知の基盤である大学の研究力強化を通じて、我が国の成長とイノベーションの創出に貢献しているのです。

（注）令和 7 年には、第 1 期の国際卓越研究大学として認定された東北大学に 154 億円、博士課程学生支援として全国の対象大学に 167 億円を助成。また、第 2 期の国際卓越研究大学の認定候補等が示されたところであり、今後のさらなる支援が期待されているところ。

chapter

02

財政投融資 計画



(独)エネルギー・金属鉱物資源機構/スカボローガス田開発プロジェクト/浮体式生産設備/オーストラリア

II部 財政投融資計画

1. 財政投融資計画編成の流れ

（1）財政投融資計画とは

財政投融資は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融資活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融資活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（以下、「長期運用法」という）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融資計画を毎年度策定しています。

（2）財政投融資計画の編成

財投機関を所管する官庁は、一般会計などの予算要求と同時に、財投機関からの要求を取りまとめ、8月末までに財務大臣に提出します。その後、予算編成と並行して、財政投融資計画の編成が行われます。各財投機関の要求は、財政制度等審議会での意見聴取も行いながら、財務省理財局によって審査されます。

要求の審査においては、政策評価や政策コスト分析の手法などを活用し、

- 個々の施策の必要性、重要性（政策的必要性）
- 民間で対応することができないか、また、民業圧迫とならないか（民業補完性）
- 供給する資金が確実に返済されるか（償還確実性）

などが精査されます。

このようにして編成された財政投融資計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

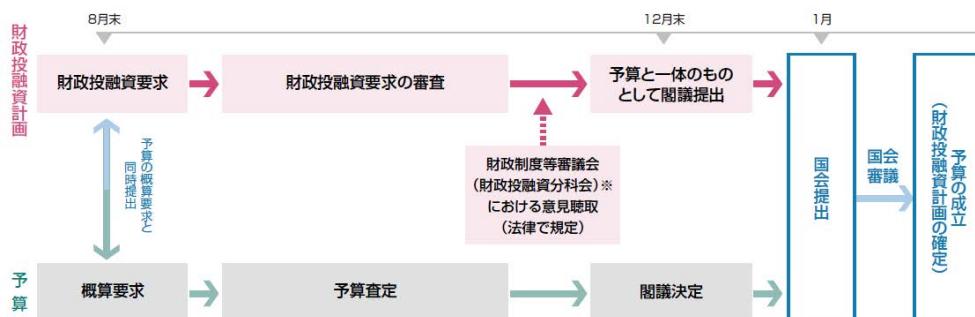
（3）国会の審議・議決

財政投融資計画は、長期運用法に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算と一体のものとして国会に提出されます。

財政投融資計画の構成要素については、財政融資は特別会計予算総則における長期運用予定額、産業投資は財政投融資特別会計投資勘定における歳出予算

額、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額という形で、それぞれ予算の各所に盛り込まれています。予算が国会の審議・議決を経ることで、財政投融資計画は国会による財政統制の下に置かれることとなります。

■財政投融資計画編成の一般的な流れ



（4）社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給

財政投融資計画においては、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額しうる措置（弾力条項^①）が講じられており、社会経済情勢に応じて柔軟な資金供給が可能です。

令和6年度（2024年度）においては、令和6年度補正予算の成立等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保及び令和6年度予算における予備費使用に伴い、地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画^②において、地方公共団体に対する財政融資資金を増額しました。内容は次のとおりです。

〔令和6年度地方公共団体向け財政融資の弾力条項に基づく増額の実績〕

- ・令和7年（2025年）1月15日：11,366億円
- ・令和7年（2025年）3月26日： 263億円

①弾力条項

特別会計法の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融資計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

②財政融資資金運用計画

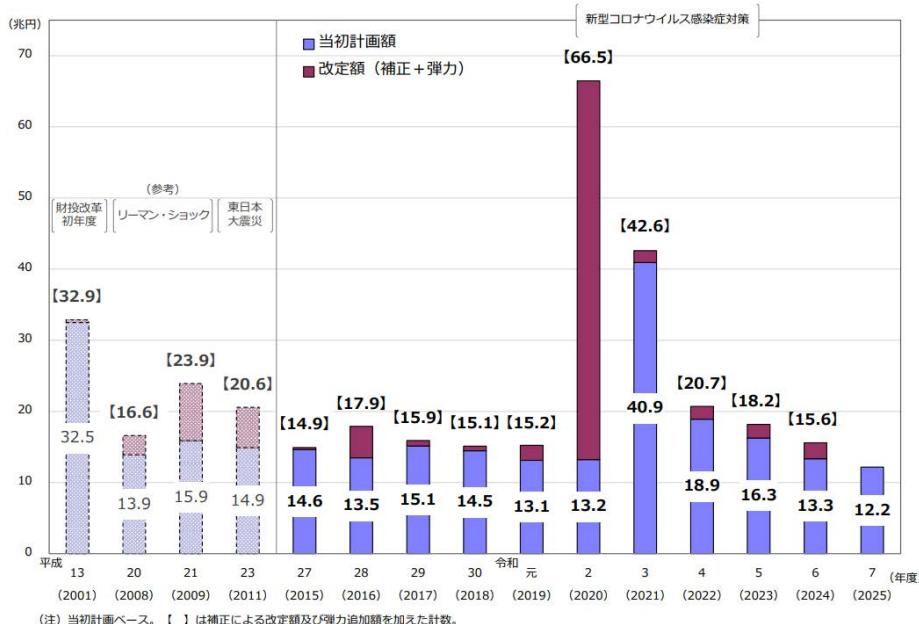
当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融資分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

(参考) 財政投融資の計画額・残高の推移

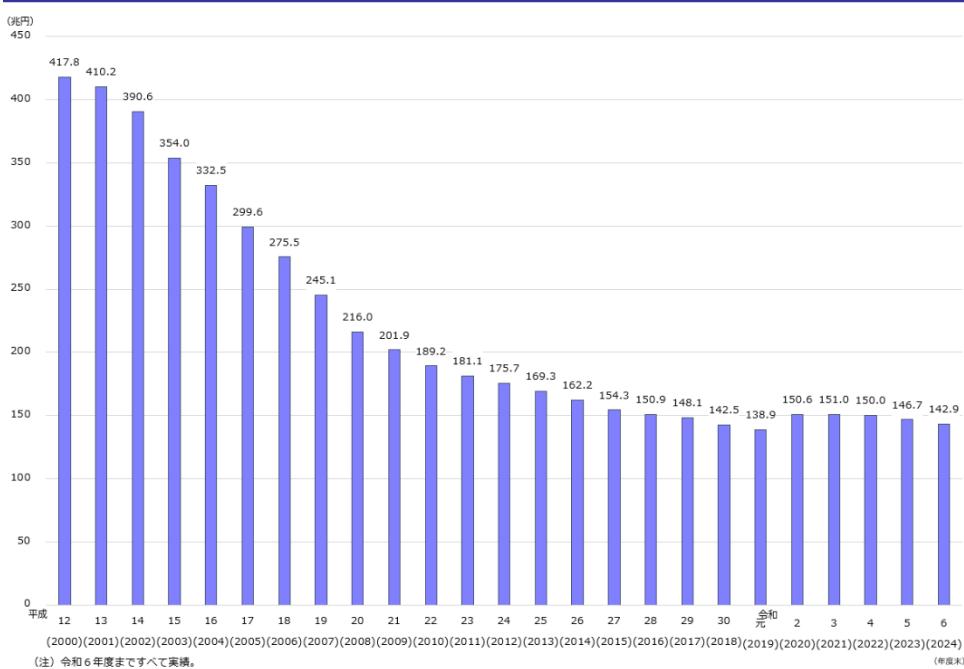
■財政投融資計画額の推移 (フロー)

財政投融資計画額の推移 (フロー)



■財政投融資計画残高の推移 (ストック)

財政投融資計画残高の推移 (ストック)



2. 令和7年度財政投融資計画

（1）財政投融資計画策定の基本的考え方

令和7年度財政投融資計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に重点的に資金を供給することとしました。

この結果、令和7年度財政投融資計画の規模は、12兆1,817億円（令和6年度計画比8.7%減）となっています。このうち、財政融資が9兆7,511億円（令和6年度計画比5.2%減）、産業投資が4,799億円（令和6年度計画比1.1%増）、政府保証が1兆9,507億円（令和6年度計画比24.3%減）となっています。

なお、経済事情の変動等に機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50%の範囲内で増額しうるよう、弾力条項を設けることとしました。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25%の上限を設けることとしました。

（2）重要施策

重要施策としては、まず、株式会社日本政策金融公庫において、地域の文化・芸術・スポーツを含む各分野での社会課題解決を目指す中小企業・小規模事業者や農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給に加え、地域活性化に資するGX、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化、スタートアップ・イノベーションの各分野の取組に対して、リスクマネーを供給することとしています。

加えて、株式会社産業革新投資機構において、地方に眠る経営資源を活用したオープン・イノベーション等の取組を支援するため、地方のスタートアップ等に対して、資金を供給することとしています。

さらに、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバルサウス諸国との連携強化の促進等に資する取組に対して、資金を供給するほか、株式会社国際協力銀行において、重要物資等のサプライチェーン強靭化や日本企業の国際競争力強化等に資する取組に対して、資金を供給することとしています。

このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国への天然ガス、水素等及び金属鉱物資源等の安定的な供給確保等に取り組む企業に対して、資金を供給することとしています。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会资本整備や災害復

旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。

(3) 令和7年度計画の対象分野

令和7年度財政投融資計画では、以下のような分野に活用されています。

(1) 中小零細企業

中小零細企業については、2兆2,584億円（令和6年度2兆9,647億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、引き続き、創業・スタートアップへの支援、中小企業の経営基盤の強化・成長、事業承継等に向けた取組を進める事業者等を支援すること等としています。

(2) 農林水産業

農林水産業については、6,821億円（令和6年度7,722億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、民間金融機関との協調や経営アドバイザー制度等のコンサルティング業務等の取組を引き続き推進しつつ、農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応するとともに、災害や物価高等の影響を受けた農林漁業者の資金繰り支援に引き続き万全を期すこと等としています。

(3) 教育

教育については、7,851億円（令和6年度8,234億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保すること等としています。

(4) 福祉・医療

福祉・医療については、3,596億円（令和6年度4,422億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等の資金需要に的確に対応すること等としています。

(5) 環境

環境については、1,133億円（令和6年度932億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社脱炭素化支援機構において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、

脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行い、地方創生など経済と環境の好循環の実現に貢献すること等としています。

（6）産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、1兆848億円（令和6年度1兆1,341億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するとともに、特定投資業務においては、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化やGX、スタートアップ・イノベーション創出という重点分野における資本性資金の供給について、特に地域活性化に資する案件への支援を強化するほか、株式会社産業革新投資機構において、地方の大学発スタートアップを含む国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給すること等としています。

（7）住宅

住宅については、6,297億円（令和6年度8,084億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としています。

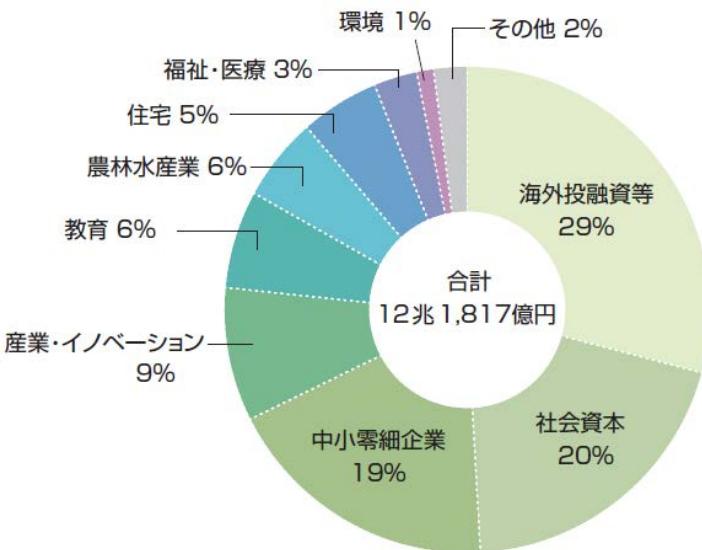
（8）社会资本

社会资本については、2兆4,135億円（令和6年度2兆7,431億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、承継債務の円滑な償還・利払い等を実施すること等としています。

（9）海外投融資等

海外投融資等については、3兆5,549億円（令和6年度2兆9,933億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人国際協力機構において、円借款及び海外投融資の戦略的活用等を図ることとするほか、株式会社国際協力銀行において、経済安全保障環境の変化やグローバルサウス諸国との関係強化のニーズ拡大を踏まえ、重要物資等のサプライチェーン強靭化、日本企業の国際競争力強化、諸外国におけるカーボンニュートラルに資する取組等を支援すること等としています。

■財政投融資の分野別措置額の割合（令和7年度財政投融資計画）



海外投融資等

資源・エネルギーの安定的な確保や、日本企業の海外事業展開の推進などを行っています。

- ▶ 国際協力機構、国際協力銀行、エネルギー・金属鉱物資源機構など



(独)国際協力機構/ジャカルタ都市高速鉄道事業/MRT南北線/インドネシアジャカルタ首都特別州

社会資本

空港や鉄道、高速道路の整備など、大規模・超長期のプロジェクトの推進・加速などを行っています。

- ▶ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/都市鉄道融資事業/北港アツボート建設事業/大阪府大阪市



(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構/都市鉄道融資事業/北港アツボート建設事業/大阪府大阪市

中小零細企業

信用力や担保力などの基盤が弱い中小・小規模事業者に対し、資金繰り支援、創業や経営転換のための設備投資等への資金供給を行っています。

- ▶ 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫



(株)日本政策金融公庫(中小企業者向け業務)/防府資源(株)に対する融資(物流業務の効率化、脱炭素化に向けた支援)/テクノクワン物流センター/山口県防府市

産業・イノベーション

産業の競争力強化やイノベーションの創出に必要なリスクマネーの供給などを行っています。

- ▶ 産業革新投資機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫など



(株)産業革新投資機構/(株)アグエッジ・スペースに対する出資/超小型衛星/東京都江東区

教育

学生等に対する貸与型奨学金事業や、私立学校の施設整備などに必要な資金の貸付けなどを行っています。

▶ 日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団など



(株)日本私立学校振興・共済事業団/貸付事業(一般施設費)
/日本女子体育大学/東京都世田谷区

農林水産業

自然条件に影響を受けやすい、生産サイクルが長いなどの特性がある農林水産業において、設備投資などへの資金需要に対応するなどを行っています。

▶ 日本政策金融公庫、全国土地改良事業団体連合会など



(株)日本政策金融公庫/地元特産品(トマト)の復活に向けた取組みへの支援/
高度流通型ハウス/大阪府豐能郡能勢町

住宅

老朽化した賃貸住宅の建替えの推進や東日本大震災などの災害に対応するための災害復興住宅融資などを行っています。

▶ 都市再生機構、住宅金融支援機構など



(株)都市再生機構/賃貸住宅事業/
賃貸住宅(コンフォール茅ヶ崎浜見平)/神奈川県茅ヶ崎市

福祉・医療

医療法人や社会福祉法人などに対する融資を通じて、福祉施設や医療関連施設の整備の推進などを行っています。

▶ 福祉医療機関、国立病院機構など



(株)福祉医療機関/医療賃付事業/あさかホスピタル/福島県郡山市

環境

2050年カーボンニュートラルを実現に向けた、脱炭素化に資する事業活動への資金供給などを行っています。

▶ 脱炭素化支援機構など



(株)脱炭素化支援機構/わいた第2地熱発電株式会社が行う熊本県阿蘇郡小国町
地熱発電事業に対する支援/わいた第1地熱発電所/熊本県阿蘇郡小国町

chapter

03

財政投融資に
関する制度や
取組



Photo Credit : Antofagasta Minerals

(株)国際協力銀行/チリセンチネラ銅鉱山拡張事業に対するプロジェクトファイナンス
/銅鉱山/チリアントファガスタ州

Ⅲ部 財政投融資に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査¹⁰結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

参照：Ⅲ部3. (1)
「実地監査」

■財政投融資分科会の様子



■委員名簿（令和7年7月24日現在）

<委 員>	◎ 翁 百合	(株)日本総合研究所シニアフェロー
○ 土居 丈朗		慶應義塾大学経済学部教授
野村 浩子		東京家政学院大学特別招聘教授・ (公財)日本女性学習財団理事長
丸田 健太郎		有限責任あずさ監査法人専務理事
家森 信善		神戸大学経済経営研究所教授
渡辺 努		キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
<臨時委員>	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
岡田 章裕		(株)読売新聞東京本社論説副委員長
小橋 文子		慶應義塾大学経済学部教授
工藤 穎子		(株)三井住友銀行代表取締役副頭取執行役員
西野 和美		一橋大学副学長・経営管理研究科教授
山内 利夫		ソラリス・マネージメント(株) 執行役員パートナー

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

財政制度等審議会 財政投融資分科会 名簿：財務省

※これまで財政投融資分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融資改革の総点検について（平成16年（2004年））」
- ・「財政投融資改革の総点検フォローアップ（平成17年（2005年））」
- ・「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について（平成26年（2014年））」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019年））」
- ・「財政投融資の在り方に関する議論の整理—時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて—（令和6年（2024年））」

■令和6年度（2024年度）に開催した財政投融資分科会と主な議題

令和6年4月19日

財政投融資の現状と課題について

報告事項 今後の進め方（案）

令和6年5月24日

産業投資について
諸外国における財政投融資類似制度（委員より報告）

令和6年6月17日
官民ファンドのフォローアップ
論点整理（案）
下水道事業者の資金繰りの研究
財投施策を通じた地方公共団体等との連携について

令和6年7月29日
官民ファンドのフォローアップ
「財政投融資の在り方に関する議論の整理」のとりまとめ
大学ファンドの状況報告
令和5年度財政融資資金運用報告書
令和6年度政策コスト分析

令和6年10月18日
令和7年度財政投融資計画要求の概要
令和7年度財政投融資計画の編成上の論点

令和6年10月30日
海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）有識者委員会の状況報告
令和7年度財政投融資計画の編成上の論点

令和6年11月15日
令和7年度財政投融資計画の編成上の論点
海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）有識者委員会の状況報告

令和6年11月25日～27日（※）
令和6年度財政投融資計画補正等

令和6年12月12日
海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）有識者委員会の最終報告及び対応策等
令和7年度財政投融資計画の編成上の論点
報告事項 「地方創生2.0重点イニシアティブ」について

令和6年12月26日

令和7年度財政投融資計画等

令和6年度財政融資資金運用計画の一部変更について

報告事項 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還計画の変更について

令和7年3月24日（※）

令和6年度財政融資資金運用計画の一部変更について

報告事項 産業投資を巡る足元の動向

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」におけるKPIについて

（※）持ち回り・書面により審議された分科会

■令和7年度（2025年度）7月までに開催した財政投融資分科会と主な議題

令和7年6月25日

財政投融資分科会長互選について

官民ファンドのフォローアップ等について

財政融資資金等の実地監査について

過疎対策事業債に関する取組状況について

令和7年7月31日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について

大学ファンドの状況報告

令和6年度財政融資資金運用報告書

令和7年度政策コスト分析

財務局等を通じた地域課題解決支援について

産業革新投資機構の大型案件の進捗について

※その他、財政投融資分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・議事録・会議資料など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（議事要旨等）：財務省（mof.go.jp）](#)

○答申・報告書など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（答申・報告書等）：財務省（mof.go.jp）](#)

コラム リニアを走らせる“もう一つの力” — 財政投融資の役割

リニア中央新幹線の開通にも、財政投融資が活用されていることを知っていますか？

リニア中央新幹線とは、東京・大阪間を結ぶ超電導リニアを使用した新しい新幹線であり、現在、東京・名古屋間の工事が進んでいます。

この事業にあたり、複数年度にわたって合計3兆円の財政融資資金を鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて、建設主体であるJR東海に貸付けを実施しました。これによって、品川・名古屋開業後のJR東海の経営体力回復期間を短縮し、連続して名古屋・大阪間の工事に着手することができるため、全線開業を最大8年間前倒しすることができるようになります。

財政投融資は、こうした日本全体に活力をもたらす国家的プロジェクトにも活用されているのです。

2. 財政投融資の財務の健全性確保

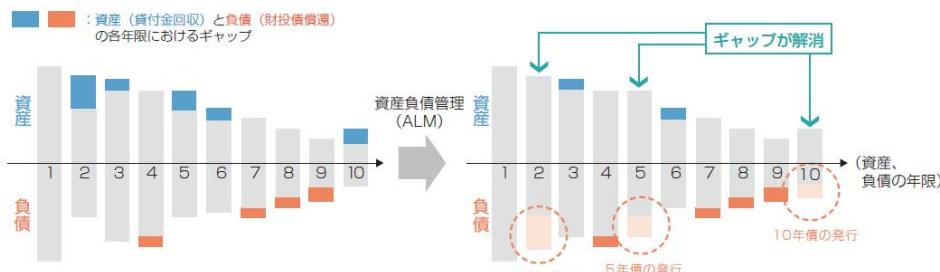
(1) 資産負債管理 (ALM^①)

財政融資資金においては、資金の貸付と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク^②が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

▶貸付と調達（財投債）で償還期間のズレが生じるため、金利変動リスクが発生します。

貸付（国にとっての資産）	財投機関のニーズに対応するため →償還期限（5~40年（うち据置期間0~30年）） →主に元金または元利均等償還
調達（国にとっての負債）	財投債を調達する国債市場における制約のため →発行年限に制約（6ヶ月、1年、2年、5年、10年、20年、30年、40年） →満期一括償還

▶財投債の発行年限を可能な限り調整し、期間のズレの解消に取り組むことで的確な資産負債管理（ALM）に努めています。



財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）は、平成18年度（2006年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が低下しています。

このような状況を踏まえ、平成23年度（2011年度）からは、資産と負債の間のデュレーション・ギャップ^③やマチュリティ・ギャップ^④を調整するため、金利スワップ取引や財投債の買入消却を実施し、ALMの高度化を図っています。

①ALM

『資産（Asset）及び負債（Liability）の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

②金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ぎや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融資特別会計においては、財政投融資改革以降のALMにより金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

③デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なる場合、金利変動リスクが生じることになります。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

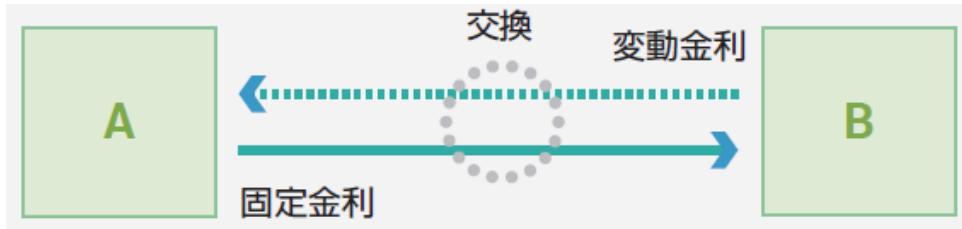
④マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整します。



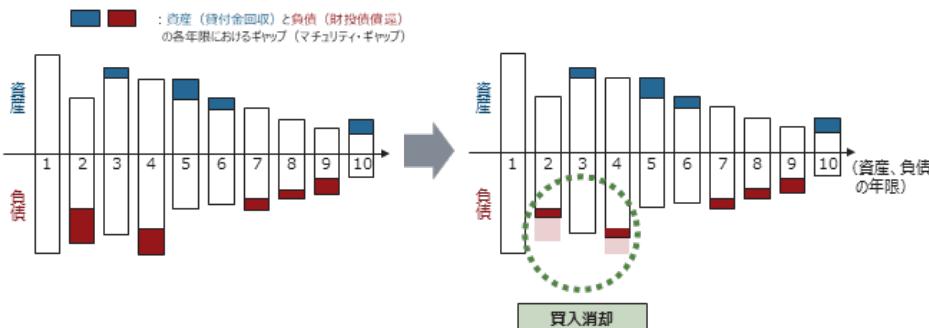
金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

・財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップを調整します。

■買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ



（2）積立金^⑤（金利変動準備金^⑥）

財政投融資改革後、ALM によって財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政融資が長期にわたり安定的な活動を行えるよう、利益が発生した場合には、積立金としてこれを積み立てることとし、将来生じうる損失に備えることとし

⑤積立金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剩余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計法第 58 条第 1 項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第 45 条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れができるとされています（同法第 58 条第 3 項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剩余金」

⑥金利変動準備金

財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の 50/1000 に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成 19 年度（2007 年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなったり結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受け、平成 20 年度（2008 年度）に、財政融資資金勘定の総資産の 100/1000 から 50/1000 に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

ています。

なお、積立金の準備率の上限については、政令に基づき、財政融資に係る総資産の 50/1000 とされています。

(参考) 財政投融資特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金(金利変動準備金)の準備率の上限(現行: 50/1000)を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができますとされています。これは、財政投融資特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることとしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成 18 年度(2006 年度)以降は厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度(2006 年度)には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度(2008 年度)には、積立金(金利変動準備金)の準備率の上限の引下げ

(100/1000→50/1000)に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4 兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度(2009 年度)に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度(2010 年度)に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度(2011 年度)に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度(2011 年度)の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、「復興財源確保法」という)の規定により、平成 24 年度(2012 年度)から平成 27 年度(2015 年度)までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用(国債整理基金特別会計へ繰入れ)できることとされ、平成 24 年度(2012 年度)に 9,967 億円、平成 25 年度(2013 年度)に 6,967 億円を繰り入れ、平成 27 年度(2015 年度)当初予算においても 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成 27 年(2015 年)6 月 30 日閣議決定)を受け、平成 27 年度(2015 年度)補正予算から平成 30 年度(2018 年度)までにおいて、財政融資

資金勘定及び投資勘定から、総額 5,971 億円を一般会計などに繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融資特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	合計 (H27～H30)
2,000億円 (融資勘定)	2,783億円 (投資勘定)	554億円 (投資勘定)	634億円 (投資勘定)	5,971億円

(注) 単位未満は四捨五入。

防衛財源への貢献

令和 5 年度（2023 年度）において、「『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』（以下、「防衛財源確保法」という）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源」（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から 2,000 億円を一般会計に繰入れました。

また、投資勘定においても、防衛財源に充てるため、特別会計法の規定により 4,367 億円を一般会計に繰入れました。

財政投融資特別会計（投資勘定）からエネルギー対策特別会計（先端半導体・人工知能関連技術勘定）への繰入れ

令和 6 年 11 月 22 日に A I ・ 半導体産業基盤強化フレームが閣議決定され、A I ・ 半導体分野の官民投資を誘発し、我が国産業の競争力強化を図る中、次世代半導体生産を行う産業の育成等を支援し、将来の投資勘定からの出資・収益確保につなげていく観点から、投資勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入れを行うこととなりました。これに基づき、情報処理の促進に関する法律等の改正が行われ、令和 7 年度（2025 年度）より繰入れを行っております。

一般会計などへの繰入れと財政投融資特別会計の財務の健全性

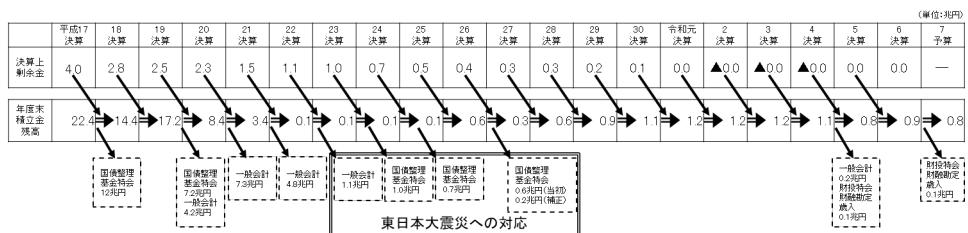
このように平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時の・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。

令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて歳入歳出決算

上不足が生じ、積立金から補てんする状況にありました。今後数年にわたり当該状況は続く見通しであるため、防衛財源確保法附則第2条により、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの間、財政融資資金勘定の健全な運営を確保するため、予算で定めるところにより、積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができます。

今後、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。

■積立金残高の推移



（注1）令和7年度については当初予算上の見込みであり、決算上剩余金ではない点に留意。

（注2）各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

（3）繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。したがって、結局、貸し手にとって失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは利ざやを取らない收支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることはできません。したがって、繰上償還は、繰上償還に伴って生じる貸し手の損失に対応する補償金の支払いが、繰上償還と同時に借り手より確実に行われると認められるときに限定されています。

（注1） なお、平成17年度（2005年度）に（独）都市再生機構及び年金資金

運用基金（現在の年金積立金管理運用独立行政法人）に、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）に旧住宅金融公庫（平成 19 年度（2007 年度）以降は現在の（独）住宅金融支援機構）に、平成 19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。

ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行うことで債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「4 条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

- ①抜本的な事業見直し（抜本的な行政改革・事業見直し）
- ②繰上償還対象事業の勘定分離なし経理区分
- ③経営改善計画（財政健全化計画など）
- ④最終的な国民負担の軽減

※ 平成 16 年（2004 年）に財政制度等審議会財政投融資分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合。

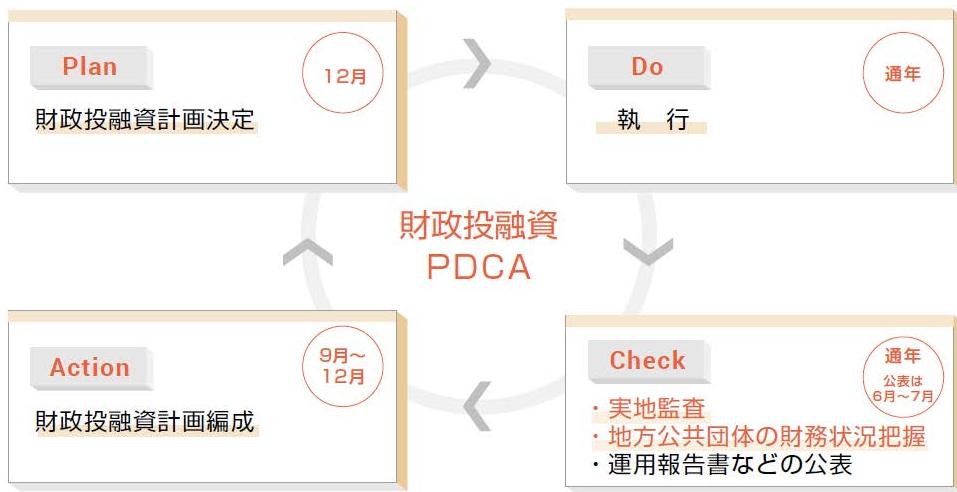
■平成 17~24 年度（2005~2012 年度） 補償金免除繰上償還実施額等（単位：億円）

	繰上償還額	補償金免除相当額
（独）都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

（注 2）地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、横展開の呼び水となる先駆的取組を支援するため、令和 3 年度（2021 年度）までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていること等、支援要件を満たしていることを条件として、平成 30 年度から令和 5 年度までの間において、最初に受け取った運営権対価を上限に、当該コンセッションの事業範囲に係る債務を繰上償還する際の補償金の免除を特例的に認めました。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用しました。

3. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、実地監査や地方公共団体の財務状況把握^①に取り組むことで、財投機関に対するチェック機能の充実を図っています。



①財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。
(関連)「財務状況把握の結果概要（診断表）」

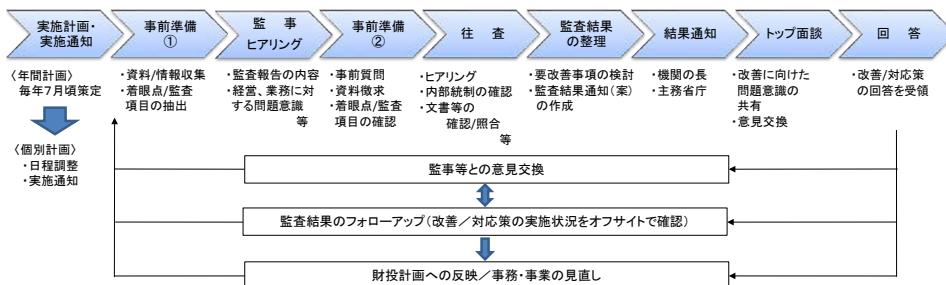
(1) 実地監査

A. 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融資計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 78 機関に実施し（令和 7 年（2025 年）6 月まで）、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融資の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

■実地監査のフロー



（注）上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

B. 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融資分科会においてとりまとめられた「財政投融資改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業^②の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 6 年度（2024 年度）実施先数：248 企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

②地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 7,993 事業あります（令和 5 年度（2023 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

（2）地方公共団体の財務状況把握

財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的確に把握し財政融資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）^③として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

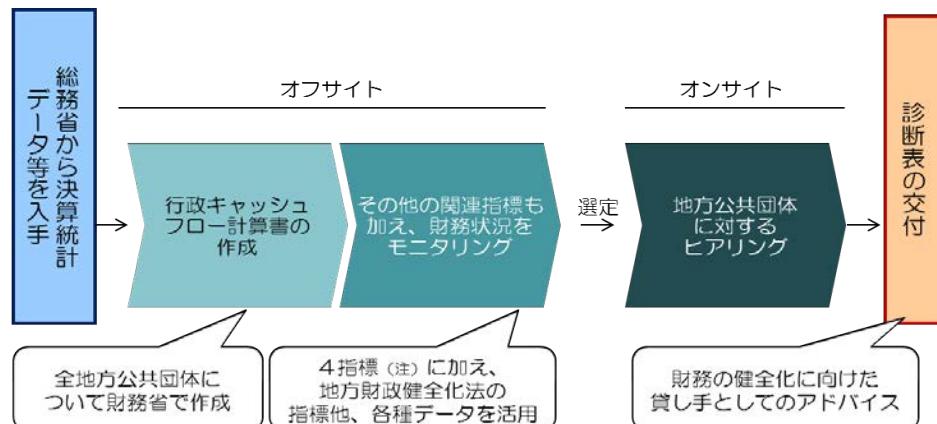
平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ねたうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

③ 財務状況把握の結果概要（診断表）

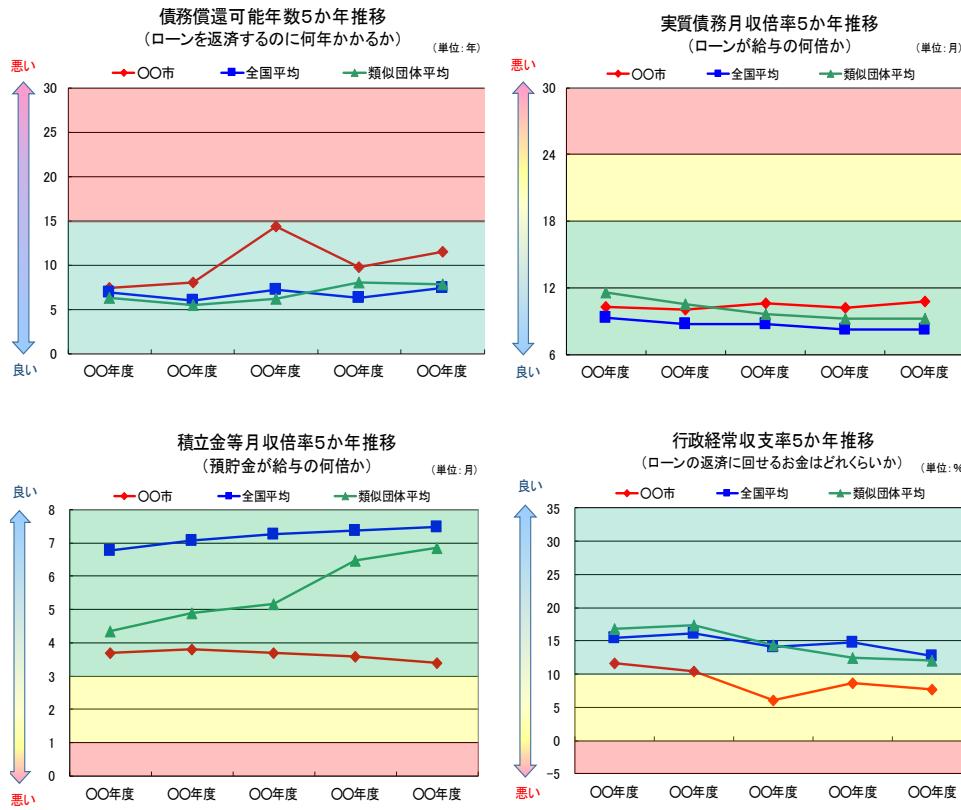
財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するため、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことです。

（関連）「財務状況把握」

■財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



(注) 4 指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の 4 つの財務指標のことをいいます。



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

4. ディスクロージャーの充実

(1) 政策コスト分析

財政投融資の対象事業には、財政投融資の他にも、政策目的を達成するため国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析では、財政投融資のディスクロージャー（事業内容や財務状況に関する情報開示）の充実を図るため、一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として算出し、機関ごとに結果を公表しています。

$$\text{政策コスト} = ①\text{補助金等} - ②\text{国庫納付等} + ③\text{機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金 等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

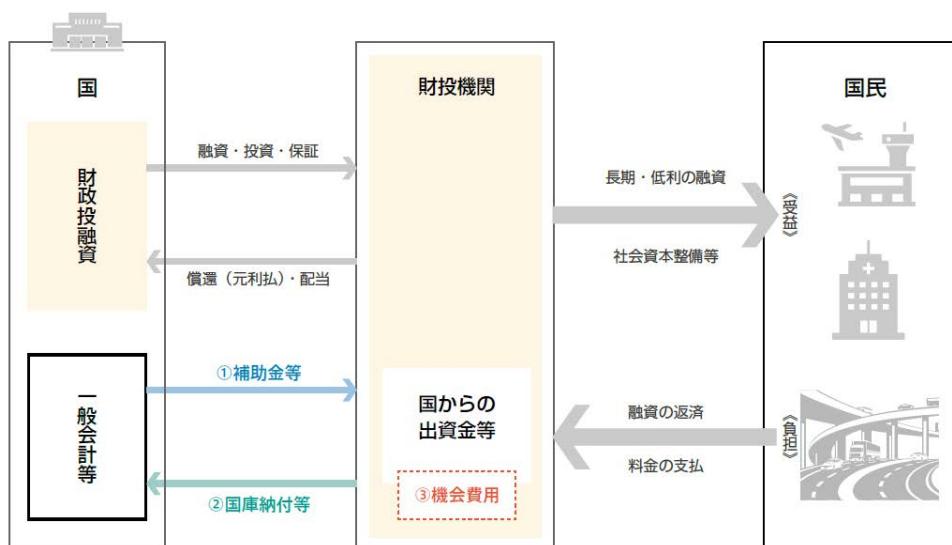
Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税 等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

（仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することができます。）

■財政投融資と政策コストのイメージ



政策コスト分析においては、財政投融資対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融資の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

また、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

さらに、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

（2）財投機関におけるディスクロージャーの取組

財投機関におけるディスクロージャーの取組の1つとして、民間会計基準またはそれに準拠した財務諸表の作成を行っています。株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

（3）財政投融資の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融資分科会に提出した「財政投融資の透明性の向上について－実施プラン－」（平成22年（2010年）4月）に基づき、PDCAの各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。

過去3年度分の財政投融資計画

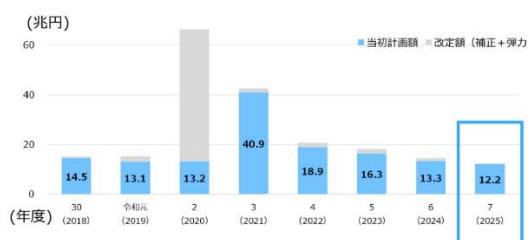
1. 令和7年度財政投融資計画（当初）

令和6年12月27日
財務省

令和7年度 財政投融資計画のポイント

- 財政投融資計画の総額は、**12.2兆円**（財政融資：9.8兆円、産業投資：0.5兆円、政府保証：2.0兆円）
- うち、産業投資額については、**過去最大規模**（地方創生などの分野に、リスクマネーを供給）

【財政投融資計画の総額の推移】



【うち 産業投資額の推移】



【主な施策】

■産業革新投資機構（800億円）

我が国の産業競争力強化の観点から、地方の大学発スタートアップ等に対して、資金を供給。

■日本政策金融公庫（3兆1,608億円）

地域の文化・芸術・スポーツ分野を含む中小規模の事業者等に対して、資金を供給。

※その他、国際協力機構（1.9兆円）等

令和7年度 財政投融資計画の主な機関

機関名	令和7年度 当初計画				令和6年度 当初計画
		財政融資	産業投資	政府保証	
日本政策金融公庫	31,608	31,608	-	-	40,075
国際協力機構	18,825	17,025	-	1,800	16,420
国際協力銀行	14,680	7,200	1,000	6,480	11,040
日本政策投資銀行（※）	7,200	3,000	700	3,500	7,350
日本学生支援機構	5,147	5,147	-	-	5,256
エネルギー・金属鉱物資源機構	1,121	4	1,117	-	852
民間都市開発推進機構	1,100	-	-	1,100	500
産業革新投資機構（※）	800	-	800	-	800
海外通信・放送・郵便事業支援機構（※）	620	-	500	120	600
民間資金等活用事業推進機構（※）	500	-	-	500	500
脱炭素化支援機構（※）	350	-	350	-	250
海外交通・都市開発事業支援機構（※）	197	-	162	35	925
中部国際空港	122	-	-	122	235
自動車安全特別会計（空港整備勘定）	112	112	-	-	360
海外需要開拓支援機構（※）	100	-	100	-	90
地方公共団体	22,699	22,699	-	-	23,258
その他（16機関）	16,636	10,716	70	5,850	24,865
合計	121,817	97,511	4,799	19,507	133,376

（注）（※）は、官民ファンド。日本政策投資銀行については、特定投資業務のみ官民ファンドに該当。

日本政策金融公庫①（国民一般向け業務・中小企業者向け業務）（JFC）

- 地域の文化・芸術・スポーツを含む各分野での社会課題解決を目指す中小企業・小規模事業者への資金繰り支援を中心として、地方創生に向けた様々な取組を引き続き実施するため、必要な資金を供給。

7年度 財政融資：国民一般向け業務 12,230億円、中小企業者向け業務 10,390億円

▶ 事業規模及び財政投融資

【国民一般向け業務】

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	47,490	27,660	24,620
財政投融資	30,718	17,600	12,230
財政融資	30,700	17,600	12,230
産業投資	18	—	—
政府保証	—	—	—

▶ 事業内容

日本政策金融公庫による地域経済活性化・地域振興の取組み

▶ 地方の社会課題解決に貢献する様々な金融支援を実施

- ◆ 事業承継・集約・活性化支援資金
- ◆ ソーシャルビジネス支援資金
- ◆ 地域活性化・雇用促進資金
- ◆ 令和6年能登半島地震特別貸付
- ◆ 創業支援貸付利率特例制度、賃上げ貸付利率特例制度など



移動スーパーとくしま、出典：関東経済産業局

▶ 地方創生に資する過去の融資先の実例

- ・日本舞踊の教室を運営する事業者（京都）
- ・ギャラリーカフェを運営する事業者（山梨）
- ・体操クラブを運営する事業者（兵庫）

▶ 全国152の支店ネットワークを最大限活用し、地方の後継者不在に悩む企業と事業譲受を望む新規創業者等とのマッチングを全国規模で開催

▶ 地方自治体、地域金融機関、NPO支援機関等と連携し、ソーシャルビジネス向けに経営課題解決を支援するネットワークを構築（全国110箇所）

▶ 地方自治体と連携し、移住創業を志す人を対象としたセミナー等を開催

▶ 能登半島地震により被災した企業を支援するため、販路開拓支援を目的とした応援カタログの発行やオンライン商談会等を主催 等

【中小企業者向け業務】

（単位：億円）

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	27,400	20,400	17,390
財政投融資	19,240	12,300	10,390
財政融資	19,000	12,300	10,390
産業投資	240	—	—
政府保証	—	—	—

日本政策金融公庫②（農林水産業者向け業務）（JFC）

- 生産性向上を目的とした設備投資等の資金需要に的確に対応し、農林水産業を展開する地域の担い手等への支援、自然災害や社会的・経済的環境変化等の影響を受けた農林漁業者の経営の維持安定のために、必要な資金を供給。

7年度：財政融資 6,194億円

▶ 事業規模及び財政投融資

（単位：億円）

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	8,190	7,440	6,910
財政投融資	7,660	7,235	6,194
財政融資	7,630	7,235	6,194
産業投資	30	—	—
政府保証	—	—	—

▶ 事業内容

農業経営基盤強化資金

大規模酪農経営体におけるロードリバーラー（搾乳施設）



食品供給持続性向上資金（仮称）

- 食品等事業者による農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境への負荷の低減その他の食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進。

スマート農業技術活用促進資金

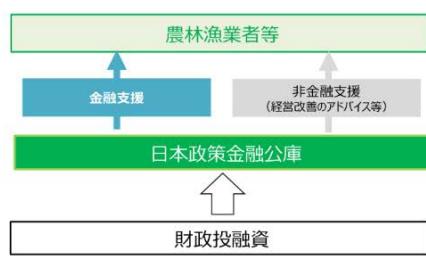
自動飛行により上空から効率的に農薬散布を行う農業用ドローン



農林漁業セーフティネット資金

- 令和6年能登半島地震等の自然災害や物価高騰等の社会的・経済的環境の変化等の経営者の責めに帰すことができない事由により、一時的に経営状況が悪化した農林漁業者における経営の維持安定等を支援。

▶ 事業スキーム



国際協力機構 (JICA)

- 日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等の支援を行う「円借款」、気候変動対策推進・食料安全保障対応・金融包摂促進に資する取組等を支援する「海外投融資」により、開発途上国の社会経済の安定や、グローバルサウス諸国との連携強化の促進等に貢献するための資金を供給。

7年度：財政融資 17,025億円、政府保証 1,800億円

事業規模及び財政投融資

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	18,940	22,800	23,100
財政投融資	12,686	16,420	18,825
財政融資	10,431	14,770	17,025
産業投資	-	-	-
政府保証	2,255	1,650	1,800

事業内容

円借款

- 【カンボジア】
●首都 Phnom Penh とタイ国境を結ぶ国道の改修整備等により、対象地域における輸送能力の增强及び輸送効率を改善。



(国道5号線改修事業)

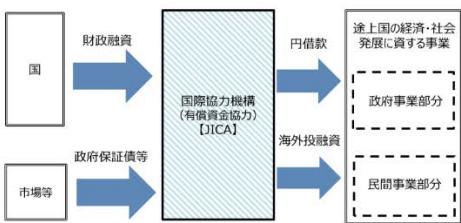
【イラク】

- 設備投資支援により、石油製品の品質向上、製油所の生産性向上、需給ギャップの縮小、環境負荷の低減及び関連技術の移転を通じて、イラクの経済・社会復興に寄与。



(バスマ製油所改修中の様子)

事業スキーム



国際協力銀行 (JBIC)

- 経済安全保障環境の変化やグローバルサウス諸国との関係強化のニーズ拡大を踏まえ、重要物資等のサプライチェーン強靭化、日本企業の国際競争力強化、諸外国におけるカーボンニュートラルに資する取組等を支援するための資金を供給。

7年度：財政融資 7,200億円、産業投資 1,000億円、政府保証 6,480億円

事業規模及び財政投融資

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	26,500	28,600	24,100
財政投融資	19,720	11,040	14,680
財政融資	9,810	4,000	7,200
産業投資	900	1,160	1,000
政府保証	9,010	5,880	6,480

事業内容

サプライチェーン強靭化

- 日本企業の重要な物資・技術のサプライチェーンや産業基盤を支える事業者に対する出融資等により、サプライチェーン強靭化の取組を支援。



(過去の支援例) UAEにおけるアシモニア製造・販売事業

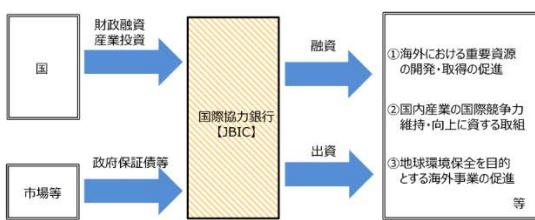
日本企業の国際競争力強化

- 国内企業による海外企業のM&Aや国内スタートアップの海外展開支援等により、国内産業の国際競争力維持・向上に資する取組を支援。



(過去の支援例) 海外企業のM&A (シンガポール、ケミカルタンカー運航事業)

事業スキーム



カーボンニュートラル

- 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への出融資等により、世界各国のカーボンニュートラルへの多様な道筋を踏みえたエネルギー・トランジションに向けた取組を支援。



(過去の支援例) ドイツにおける地熱発電・地域熱供給事業

エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)

- 経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、我が国への天然ガス、水素等及び金属鉱物資源等の安定的な供給確保等に取り組む企業を支援するための資金を供給。

7年度：財政融資 4億円、産業投資 1,117億円

事業規模及び財政投融資

	(単位：億円)	R5当初計画	R6当初計画	R7当初計画
事業規模	2,199	1,889	2,118	
財政投融資	1,396	852	1,121	
財政融資	4	4	4	
産業投資	1,392	848	1,117	
政府保証	—	—	—	

事業内容（支援例）

天然ガスの安定供給確保に取り組む企業への支援

我が国企業のLNG（液化天然ガス）調達先の多様化を通じて、エネルギーの安定供給に資するため、LNG液化事業を行う企業に対する支援（出資）を実施。

（例）天然ガス開発・液化事業

【案件概要】

南部アフリカに位置する世界有数規模の可採資源量を持つガス田上流開発事業。1,200万トン/年のLNG輸出設備を建設中。

本邦企業と共同出資によるSPCを設立。我が国の権益分は20%。



天然ガス開発事業（イメージ）

レアメタルの安定供給確保に取り組む企業への支援

経済安全保障の観点から、我が国への鉱物資源の安定供給に資するため、レアメタルの権益確保を行う企業に対する支援（出資）を実施。

（例）フェロクロム資産買収事業

【案件概要】

本邦企業と共同出資によるSPCを設立。フェロクロム（クロムと鉄の合金）の事業者が保有する資産買収事業。既に生産を開始しており、我が国の権益分は10%程度を見込む。

水素等の安定供給確保に取り組む企業への支援

脱炭素電源の燃料の中心を担う水素等の安定供給に資するため、水素等の製造・貯蔵事業等を行う企業に対する支援（出資）を実施。

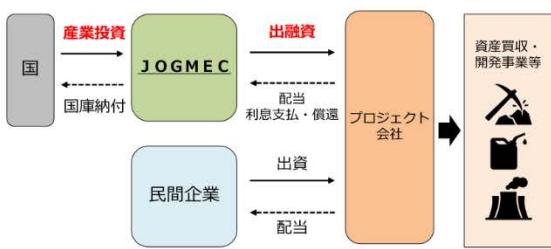
※水素等：アンモニア、合成メタン、合成燃料を含む。

（例）アンモニア受入事業

【案件概要】

本邦企業と共同出資によるSPCを設立。国内需要家への供給パイプライン等の整備を行うとともに、海外で製造したアンモニアの受入・貯蔵を行う事業。2030年からの運転開始を見込む。

事業スキーム



民間都市開発推進機構 (MINTO)

- 都市の機能向上に取り組む民間都市開発事業に対する支援を強化することにより、一層の都市機能増進、国際競争力強化に貢献するため、国や市町村が定める特定の区域において行われる環境や防災に配慮した優良な民間都市開発事業に対する金融支援（メザニン支援）に資金を供給。

7年度：政府保証 1,100億円

事業規模及び財政投融資

	(単位：億円)	R5当初計画	R6当初計画	R7当初計画
事業規模	450	600	1,200	
財政投融資	350	500	1,100	
財政融資	—	—	—	
産業投資	—	—	—	
政府保証	350	500	1,100	

事業内容



東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業（東京都中央区）

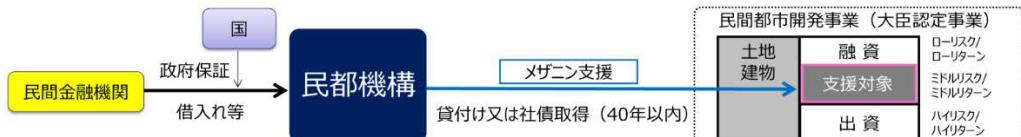


（仮称）天神ビジネスセンター2期プロジェクト（福岡県福岡市中央区）

※ベースは事業者より提供

事業スキーム

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。



産業革新投資機構 (JIC)

＜官民ファンド＞

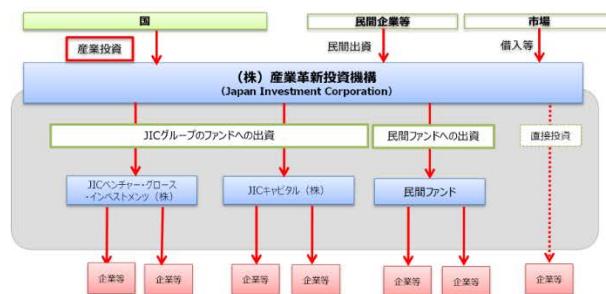
- リスクマネー供給が不足しているディープテックやライフサイエンス分野のスタートアップ企業等への投資や、民間のみでは対応が難しい中長期の成長投資や業界再編等に取り組む企業、地方創生の観点から地方のスタートアップ等へリスクマネーを供給。

7年度：産業投資 800億円

事業規模及び財政投融資

	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	-	6,100	3,900
財政投融資	-	800	800
財政融資	-	-	-
産業投資	-	800	800
政府保証	-	-	-

事業スキーム



脱炭素化支援機構 (JICN)

＜官民ファンド＞

- 経済社会の発展や地方創生など経済と環境の好循環の実現に貢献しつつ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となるリスクマネーを供給。

7年度：産業投資 350億円

事業規模及び財政投融資

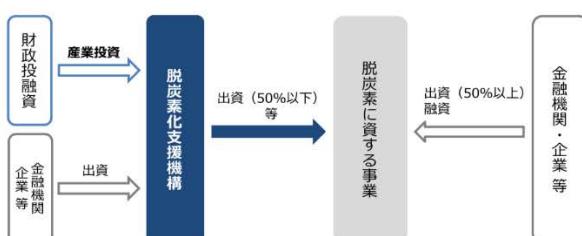
	R5 当初計画	R6 当初計画	R7 当初計画
事業規模	600	600	600
財政投融資	400	250	350
財政融資	-	-	-
産業投資	400	250	350
政府保証	-	-	-

事業内容（投資対象領域の例）



※複数の領域に亘るものがある場合。
※あくまでも例示であり、限定例挙げているものではない。
※分類自体は、今後の活動に合わせて見直していく可能性がある。

事業スキーム



地方創生への貢献

(株)脱炭素化支援機構は、投資先事業を通じて産業振興や技術イノベーション、地域活性化などの新しい価値創造に取り組んでいる。

【投資事例】地熱発電事業（事業・投資スキームイメージ）



その他の官民ファンドの取組

海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）【7年度：産業投資500億円、政府保証120億円】

➢ 海外における、データ流通を支えるデジタルインフラの整備・運営事業や、ICTサービス事業を行う事業者等に対し、リスクマネーを供給。

【投資分野の例】

- ・ データセンターの整備・運営を行う事業
- ・ 光海底ケーブルの整備・運営を行う事業
- ・ 屋内にキャリアアニュートラルな通信設備を構築し通信サービスを提供する事業

海外需要開拓支援機構（CJ）【7年度：産業投資100億円】

➢ 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品・サービスを扱う事業に対し、海外需要開拓を支援するべく、リスクマネーを供給。

【投資分野の例】

- ・ 主に英米豪の富裕層向けに日本の質の高い文化体験やアクティビティを組み合わせたテイラー・メイド旅行を企画・販売する英国の旅行会社に投資し、コロナ禍において改めて訪日観光の魅力発信と海外需要開拓を図る事業

民間資金等活用事業推進機構（PFI）【7年度：政府保証500億円】

➢ 庁舎や水道施設等のほか、美術館、大学関連施設、空港等、地域におけるPFI事業を積極的に推進するために、必要な資金を供給。

【投資分野の例】

- ・ 空港、公園、下水道等の公共施設の整備事業
- ・ 庁舎、宿舎等の公用施設の整備事業
- ・ 教育文化施設、スポーツ施設等の整備事業

＜累積損失の解消等に向けた各官民ファンドの最近の主な取組＞

◆ 海外需要開拓支援機構

- ・ 既存案件の徹底的な見直し（事業見通しが立たない案件の早期EXIT交渉等）、優良案件に絞り込んだ新規投資の実行、必要経費の抑制。

◆ 海外通信・放送・郵便事業支援機構

- ・ ハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業への出資やファンドへのLP出資も行い、多様な支援ニーズへ対応し、JICTの扱う案件増・ポートフォリオ分散を図る。

※海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）については、次ページ以降に掲載。

2.令和6年度財政投融資計画（補正）

令和6年11月29日
財務省

財政投融資計画 令和6年度補正について

総額：11,222億円

（うち、財政融資：10,660億円、産業投資：305億円、政府保証：257億円）

＜主な施策＞

日本経済・地方経済の成長

● 地方創生施策の展開

➢ 地場産業事業者が行う設備投資などに対し、資金を供給

【日本政策投資銀行】 財政融資：3,000億円（内数）

➢ 地方の大学発スタートアップなどに対し、リスクマネーを供給

【産業革新投資機構】 産業投資：105億円

国民の安心・安全の確保

● 外交・安全保障環境の変化への対応

➢ G7で協調して行う、ウクライナの財政・復興への支援（円借款）

【国際協力機構】 財政融資：4,390億円

● 防災・減災の推進等

➢ 滑走路誤進入の再発防止策などに対し、資金を供給

【自動車安全特別会計（空港整備勘定）】 財政融資：48億円

（注）他に、【中部国際空港】 政府保証：57億円 等

3.令和6年度財政投融資計画（当初）

令和6年度財政投融資計画のポイント

令和5年12月22日
財務省

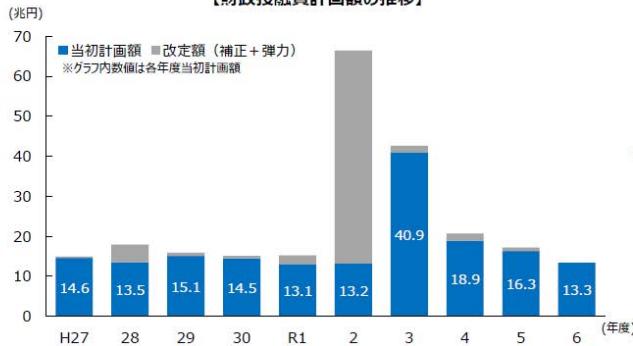
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等を受け、財政投融資計画額全体（約13.3兆円）は前年度比で減少。積極的にリスクマネー供給を図った結果、「産業投資」の規模（約4,700億円）は過去最大。
- 成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靭化等）への投資、国際環境変化に対応するための海外投融資（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給。

【令和6年度財政投融資計画額】

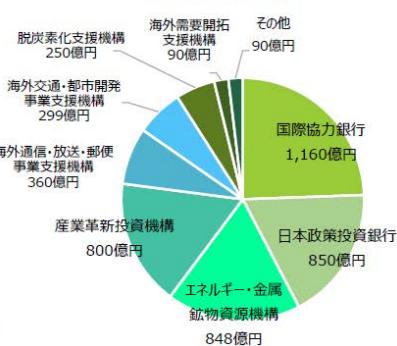
（単位：億円）

	6年度計画	前年度比増減	（参考）5年度計画
財政投融資	133,376	▲29,311	162,687
財政融資	102,868	▲24,231	127,099
産業投資	4,747	449	4,298
政府保証	25,761	▲5,529	31,290

【財政投融資計画額の推移】



【産業投資の出資先】



＜主な施策＞

成長力強化に向けた重要分野への投資

日本政策金融公庫（4兆75億円）

賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押し。スマート農業等の生産性向上に向けた取組を後押ししつつ、農林水産業者の資金需要に的確に対応する。

日本政策投資銀行（7,350億円）

インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化やGX、スタートアップに對して重点的にリスクマネーを供給する。

住宅金融支援機構（2,663億円）

住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対して政府保証を付与することによる省エネ性に優れた住宅の普及促進等を行う。

産業革新投資機構（800億円）

スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行う。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（671億円）

鉄道建設等事業、船舶共有建造事業等のほか、物流効率化を推進するため、物流拠点施設や、物流DX・GX案件への出資を行う。

脱炭素化支援機構（250億円）

再生可能エネルギー事業や、脱炭素に資する新技術への出資等に取り組む。

国際環境変化に対応するための海外投融資

国際協力機構（1兆6,420億円）

開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援する。

国際協力銀行（1兆1,040億円）

JBIC法改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靭化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたGXの取組を支援する。

エネルギー・金属鉱物資源機構（852億円）

天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行う。

海外交通・都市開発事業支援機構（925億円）

スマートシティ等の都市開発事業や日本企業のノウハウを活かした物流倉庫事業等への支援を行う。

海外通信・放送・郵便事業支援機構（600億円）

海外におけるデータセンター整備・運営等のデジタルインフラや、ICTサービス事業への支援を行う。

その他

地方公共団体（2兆3,258億円）

地方債計画に基づき、住民生活に密着した社会資本整備や、国が責任を持って対応する災害復旧等の分野を中心に、地方公共団体へ財政融資資金を供給する。

福祉医療機構（2,102億円）

産後ケア施設への融資制度等を新設するなど、社会福祉施設や医療施設の整備に関する資金需要に的確に対応する。

4.令和5年度財政投融資計画（補正）

令和5年度補正予算における財政投融資計画の追加について

令和5年11月10日
財務省

総額：8,860億円（うち財政融資8,030億円、産業投資730億円、政府保証100億円）

成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進

●サプライチェーン強靭化・インフラ高度化やGX等に向けた金融支援

重要物資等の供給力強化や先進的物流施設・データセンターの建設、再生可能エネルギー供給に資する送電網の整備等に対して資金供給を行う。

【日本政策投資銀行】財政融資：1,000億円 + 産業投資：500億円

●省エネ住宅の普及促進

住宅金融支援機構が発行するグリーンボンドに対し政府保証を付与することにより、省エネ性に優れた住宅の普及を促進する。

【住宅金融支援機構】政府保証：100億円

人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進

●物流革新の実現に向けた金融支援

鉄道・内航海運の輸送力増強によるモーダルシフトの推進等、物流の効率化促進に向けた資金供給を行う。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】財政融資：200億円

国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心の確保

●重要な資源確保等のための金融支援

グローバルサウス諸国等における、重要な鉱物資源にかかる日本企業のサプライチェーン強靭化等のための金融支援を行う。

【国際協力銀行】財政融資：2,770億円 + 産業投資：230億円

●開発途上国との連携促進のための財政支援

開発途上国との連携を促進するため、質の高いインフラ輸出に資する円借款等を行う。

【国際協力機構】財政融資：4,060億円

5.令和5年度財政投融資計画（当初）

令和5年度財政投融資計画のポイント

令和4年12月23日
財務省

事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、リスクマネーを供給する産業投資を最大限活用しつつ、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に資する分野へ投融資を行う。

令和5年度当初計画額：16兆2,687億円

<当初計画の内訳>
(億円)

	3年度	4年度	5年度		
	金額	金額	金額	増減	伸率
財政投融資	409,056	188,855	162,687	▲ 26,168	▲ 13.9%
財政融資	383,027	164,488	127,099	▲ 37,389	▲ 22.7%
産業投資	3,626	3,262	4,298	1,036	+ 31.8%
政府保証	22,403	21,105	31,290	10,185	+ 48.3%

※令和5年度計画のほか、財政投融資特別会計から一般会計に6,367億円を繰り入れる。

<主な施策>

1. 事業者への資金繰り支援

- 新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援。

【日本政策金融公庫（国民・中小・農林）、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構】 6兆2,324億円（財政融資+産業投資）の内数

2. 「新しい資本主義」の加速

①人への投資

- 人的資本に関する非財務情報（※）に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促す。
※男女間賃金格差の是正や育児との両立環境整備等によるエンゲージメント向上、リスキリング、労働時間適正化、メンタルヘルス対策等
【日本政策投資銀行】
- 中小企業者等による人への投資を促すため、「健康経営優良法人」と認定された者に対する融資を強化。
(基準金利▲0.4%/▲0.65%で優遇)
【日本政策金融公庫（中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- デジタル・グリーン等の成長分野を牽引する高度専門人材の育成に向けて融資制度を拡充し、大学の学部再編等を支援。
【日本私立学校振興・共済事業団】 272億円（財政融資）の内数

②スタートアップ

- 高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度（貸付限度額の上限14.4億円に倍増）の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化。
【日本政策金融公庫（国民・中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- 「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」（※）を活用するなど、スタートアップやベンチャーキャピタルへの資金供給を強化。
※ファンド規模2,000億円
【日本政策投資銀行】 400億円（産業投資）の内数

③GX

- 民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動に対し、出資等で支援。
【脱炭素化支援機構】 400億円（産業投資）
- 住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対し政府保証を付与し、省エネ性に優れた住宅の普及を促進。
【住宅金融支援機構】 2,200億円（政府保証）

3. 外交・安全保障環境の変化への対応

- 日本企業のサプライチェーン強靭化やグリーンやデジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援。
【国際協力銀行】 1兆9,720億円（財政融資+産業投資+政府保証）の内数
- 天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を出資等で支援。
【エネルギー・金属鉱物資源機構】 1,396億円（財政融資+産業投資）
- 経済安全保障推進法に基づき、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要を融資で支援。
【日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）】 2,367億円（財政融資）の内数

用語集

あ

運用残額

財政投融資計画に計上された金額のうち、融資や出資などとして使われなかつた金額（注）をいいます。

なお、財投債については、財政投融資計画の実績を踏まえ、発行していることから、財政融資資金に余分な資金が滞留しないようにしています。

（注）財政投融資計画に計上された金額は、翌年度に繰り越して使うこともできるため、繰越額を除きます。

（関連）「繰越額」

ALM (Asset Liability Management)

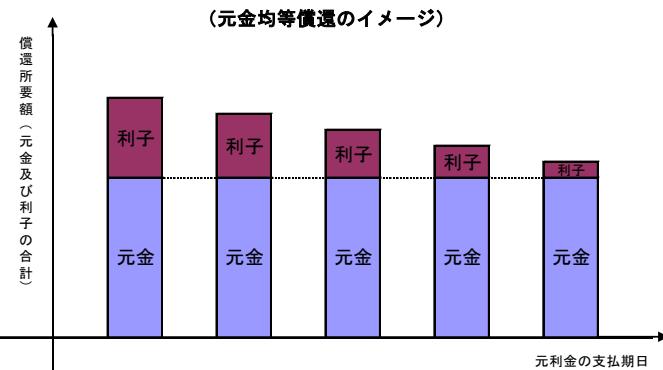
『資産（Asset）及び負債（Liability）の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

か

元金均等償還

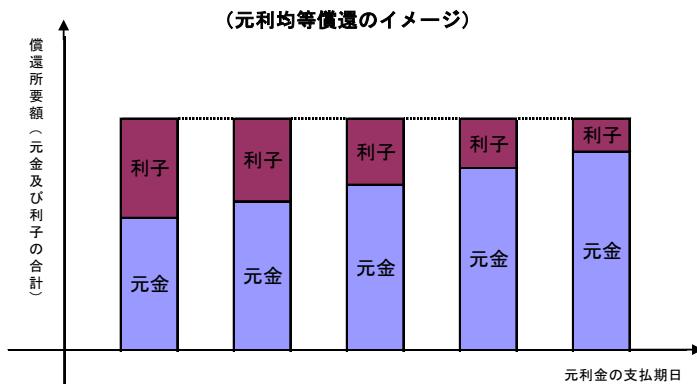
償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元利均等償還」、「満期一括償還」

元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元金均等償還」、「満期一括償還」

銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関などから借入れ又は引受けの方法により調達した資金をいいます。

(関連) 「地方債」

金利スワップ取引

金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

金利変動準備金

財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受け、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ぎや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融資特別会計においては、財政投融資改革以降のALMにより金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

繰越額

財政投融資計画に計上された金額のうち、対象事業の進捗などに併せて翌年度に融資や出資などとして使われる予定の金額をいいます。

（関連）「運用残額」

現額

補正予算などによる改定を含め、当該年度の財政投融資計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

（関連）「資金年度」、「繰越額」

現金主義

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

(関連) 「発生主義」

△

財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

(関連) 「財政投融資計画」、「財政融資資金運用計画」

財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度（2001年度）に抜本的な改革（財政投融資改革）が行われました。

この改革以前は、「資金運用部資金法」（「I-5-（1）財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改め

られました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

さらに、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、また、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

財政投融資計画

財政投融資は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融資活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融資活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（長期運用法）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融資計画を毎年度策定しています。

財政投融資特別会計

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」（特別会計法）により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融資計画における財政融資（令和7年度計画：9兆7,511億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和7年度計画：4,799億円）を主な歳出としています。

財政融資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（関連）「財政融資金特別会計（旧）」、「産業投資特別会計（旧）」

財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や、預託金（政府の特別会計等から預託された積立金・余裕金）などによって構成されている財政融資金を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資金は、財政投融資特別会計の財政融資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。また、「財政融資金法」第1条において、財政融資金の運用は「確実かつ有利」に行なうことが求められていることから、財政融資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。

（関連）「財政投融資特別会計」、「財政融資金」、「財政融資金運用計画」、「財政融資金特別会計（旧）」

財政融資金

財政融資を行うための原資（財源）です。

財政融資金は、財投債（国債）や特別会計の積立金（注）などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資金法」により設置されており、昭和26年度（1951年度）に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度（2001年度）の抜本的な財政投融資改革に伴い名称が財政融資金に改められたものです。

また、財政融資金の運用に関しては、財政投融資特別会計財政融資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

（関連）「財政融資」、「財政融資金運用計画」

財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融資分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金」

財政融資資金証券

財政融資資金に属する現金に不足があるとき、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において発行し、一時不足額を補足することができる政府短期証券をいいます。

発行限度額については予算をもって国会の議決を経なければならず、1年以内に償還しなければならないとされています。

財政融資資金特別会計（旧）

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和 26 年度（1951 年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成 13 年度（2001 年度）の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融資を活用している機関を指します。

財政投融資には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の 3 つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第 10 条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成13年度（2001年度）の財政投融資改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

財投債（財政投融資特別会計国債）

財政融資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融資特別会計財政融資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）（注1）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」（注2）にも含まれません。

（注1）「国民経済計算体系（SNA）」とは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国際連合が作成した基準です。国民経済を構成している家計、企業、政府の3部門はそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系（SNA）」です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分類されており、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。現在、財政融資金は公的企業に分類されており、そのため財投債は一般政府の債務には含まれません。

（注2）「国及び地方の長期債務残高」とは、利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期

債務を国・地方の双方について集計したものです。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金」

財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

(関連) 「財務状況把握の結果概要（診断表）」

財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

(関連) 「財務状況把握」

産業投資

産業投資とは、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融資特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融資特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「産業投資特別会計（旧）」

産業投資特別会計（旧）

昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産

業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

（注）

その後、昭和 62 年度（1987 年度）に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融資特別会計」、「産業投資」

資金年度

予算の一部として国会に提出された財政投融資計画の年度のことを指します。

資金年度を基準に計数を整理する場合、各年度の実績は、財政投融資計画の年度内に融資や出資などとして使われたものに加え、繰越により翌年度に使われたものを含みます。

（関連）「現額」

資産担保証券（ABS）

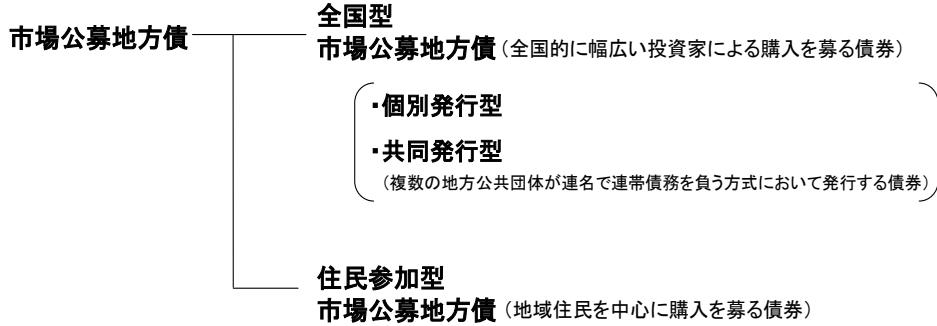
資産担保証券（Asset Backed Securities）とは、企業などが資金調達などのために利用する金融商品のうち、企業などの信用力に依存せず、企業などが保有する資産（金銭債権、動産、不動産など）の信用力を裏付けとして元利払いが行われる金融商品をいいます。

財投機関では、（独）住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行などに信託することでこれを担保に債券を発行し、資金調達を行っています。

（関連）「財投機関」、「財投機関債」

市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成 15 年度（2003 年度）から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成 14 年（2002 年）3 月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



(関連) 「地方債」

実地監査

[法人等実地監査・スポット監査]

法人等実地監査は、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融資計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 78 機関に実施（令和 7 年（2025 年）6 月まで）し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融資の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

[地方公共団体実地監査]

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融資分科会においてとりまとめられた「財政投融資改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 6 年度（2024 年度）実施先数：248 企業）。病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、

監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

償還確実性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

(関連) 「民業補完性」

証券化（財政融資資金貸付金の証券化）

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化については、行政改革推進法において、国の資産は平成 27 年度（2015 年度）末の国の資産規模対 GDP 比の半減を目安とすることが規定され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、約 140 兆円規模（うち財政融資資金貸付金残高は 130 兆円超）の圧縮を図るため、財政投融資改革の継続に加えて、追加的努力のひとつとして、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化によるオフバランス化を行うこととされました。当該証券化は平成 19 年度（2007 年度）から開始しましたが、信用リスクプレミアムなどの上乗せや証券会社などへの手数料支払により、相当程度のコストが発生しました。その後、いわゆるリーマン・ショックによる金融市场の混乱や証券化市場の低迷などを理由に、平成 21 年度（2009 年度）以降は起債を見合わせています。こうした中、証券化には相当程度のコストが発生することや証券化市場に回復の兆しが見られないことに加えて、証券化のメリットであるマチュリティ・ギャップの縮小は、財投債の発行年限の調整や買入消却により確保されることから、財政融資資金貸付金残高の圧縮や金利変動リスクの観点から特に必要とされない限り、今後は、貸付金の証券化は基本的に実施しない（当初予算計上は行わない）方針としています。

剩余金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の剩余金）

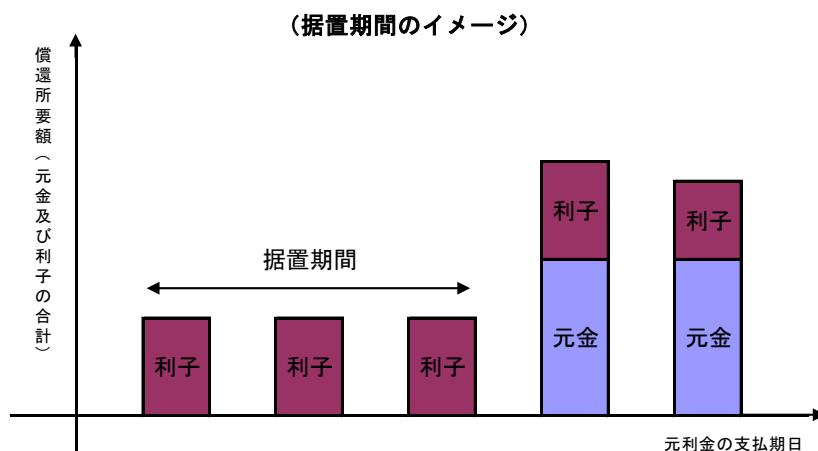
一般に剩余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入（収納済額）から歳出（支出済額）を控除した残額（歳計剩余金）をいいます。

財政融資資金勘定の剩余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものです。従来は、市場金利が低下し、低金利で財投債による資金調達を行うことができた一方、過去の比較的高金利の長期貸付が残っていたことにより剩余金が生じていました。しかしながら、近年は、貸付金の償還による運用利回りの低下と調達コストの差の縮小により、決算上の不足が生じている年度もあり、剩余金が生じた場合は、「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項に基づき、積立金として積み立て、決算上歳入不足が生じた場合は、同条第2項に基づき、積立金から補足することとなっています。なお、同条第4項において、剩余金の一般会計繰入れ規定（同法第8条第2項）が適用除外とされています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」

据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。



政策コスト分析

一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として公表し、財政投融資制度のディスクロージャーを推進する取り組みです。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

(仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することができます。)

政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融資改革により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

具体的には、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年（2014 年））を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。

た

弾力条項

「特別会計に関する法律」（特別会計法）の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融資計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 7,993 事業あります（令和 5 年度（2023 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものをいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村等からの出資により設立され、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会计年度を超えて行われるものをおいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、「地方財政法」第 5 条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金（財政融資資金など・地方公共団体金融機構資金）と民間等資金（市場公募資金・銀行等引受資金）に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融資計画に計上されます。

地方債の 資金調達先	公的資金	財政融資資金など
	民間等資金	地方公共団体金融機構資金
		市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融資改革以降、地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました（「地方債の市場化」）。

（関連）「銀行等引受資金」、「地方債計画」

地方債計画

地方債の発行予定額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度策定・公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02_04000117.html) をご参照ください。

(関連) 「地方債」

積立金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができます（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

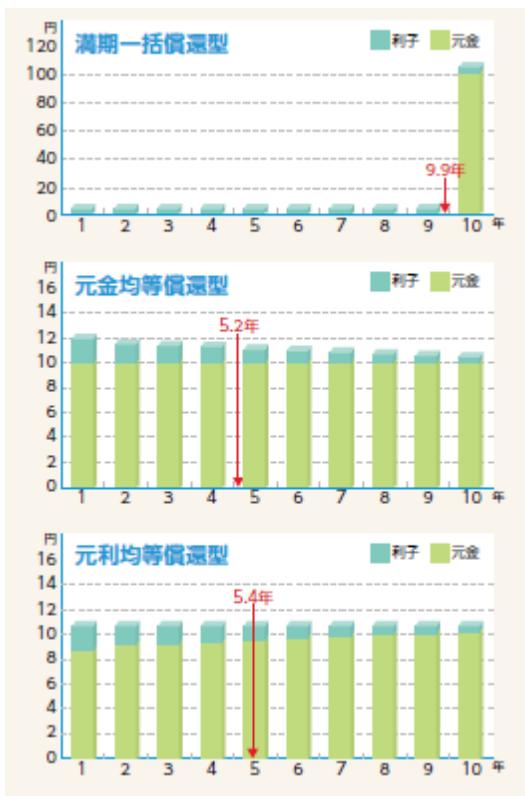
(関連) 「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



（関連） 「ALM」、 「金利スワップ取引」、 「金利変動リスク」、 「マチュリティ・ギャップ」

は

発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融資特別会計については、平成 13 年度（2001 年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

（関連） 「現金主義」

PFI (Private Finance Initiative)

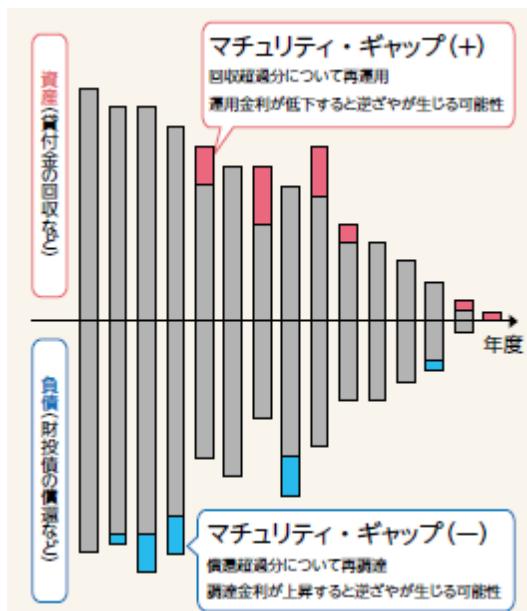
公共施設など（空港、公園、教育文化施設など）の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施されています。

ま

マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

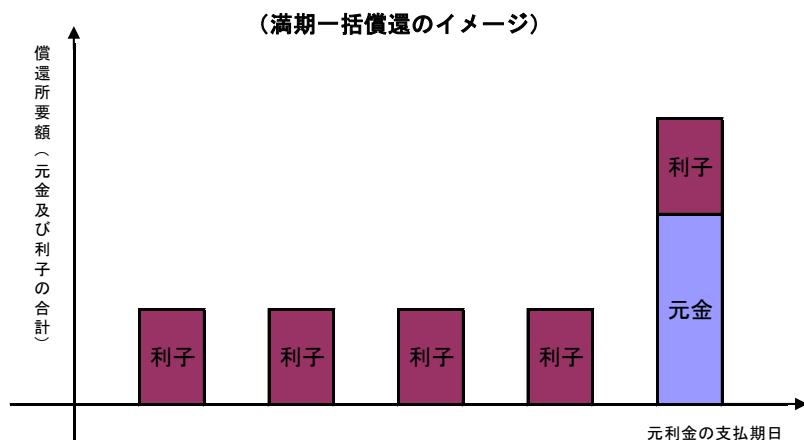


(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。

(満期一括償還のイメージ)



(関連) 「元金均等償還」、「元利均等償還」

民業補完性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連) 「償還確実性」

や

預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金（注）や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債利回りに即した利子が付されます。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資資金」

2025
財政投融資
リポート

本パンフレットの内容に
関するお問い合わせ先

財務省理財局 財政投融資総括課
03-3581-4111(代表)

上：(株)日本政策投資銀行/(株)相川車座に対する出資
/宿泊施設/新潟県佐渡市(本社所在地)

中：(独)エネルギー・金属鉱物資源機構/スカボローガス
田開発プロジェクト/浮体式生産設備/オーストラリア

下：(株)国際協力銀行/チリセンチネラ銅鉱山拡張事業に
に対するプロジェクトファイナンス/銅鉱山/チリアントファ
ガスチチチ
Photo Credit :Antofagasta Minerals